平成26年「秋のレビュー」等の指摘事項に対する 各府省の対応状況 (平成27年10月30日時点)

一目次—

平成26年「秋のレビュー」対象事業

•	地方の創生・活性化に関連する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-
•	女性活躍・子育て支援に関連する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-
•	時代に即した国勢調査の実施手法の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	•
•	国際機関への拠出金等に関するPDCAサイクルの在り方・・・・・・・・・・・・・・・・1	i
•	東京オリンピック・パラリンピックに向けた選手強化に関する事業の在り方・・・・・・・・・・・・・1	(
•	大学における理工系人材育成の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	(
•	介護報酬改定における介護職員の処遇改善と社会福祉法人の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	医薬品に係る国民負担の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
•	水産業・漁村の多面的機能発揮のために国が果たすべき役割・・・・・・・・・・・・・・・・・2	(
	石油製品の品質を確保するための手法の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	商店街活性化施策の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	
	住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	
	地球温暖化対策に関するPDCAサイクルの在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	
	基金に関する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	ļ

平成 26 年の「通告」対象事業

•	国際交流経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
•	児童生徒就学支援等臨時特例交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
•	とシステム普及支援事業 (周波数有効利用促進事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
	インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修事業・・・・・・・・43
	·関連業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
•	Aの理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
•	:館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム 学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業・・・・46
	の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業 文化財総合活用戦略プランのうち、歴史活き活き! 等総合活用整備事業及び地域の特色ある埋蔵文化財活用事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
	対応車普及促進対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
	的空火器等支援整備の一部部外委託(基地防空火器等) 武器修理費(空自)・・・・・・・・・・・・ 49
	。 6経費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

平成26年「秋のレビュー」の指摘事項に対する

各府省の対応状況 (平成 27 年 10 月 30 日時点)

担当府省名	内閣官房					
テーマ等	地方の創生・活性化に関連する	事業				
指摘事項	・今般のレビューにおいては、バラマキ型の投資や縦割り・重複を排除する等の観点からいくつかの事業を抽出して点検したところであり、その改善点等は以下のとおりであっが、① その他の事業についても、的確な成果目標の設定や成果実績の厳格な検証を行うとともに、②同じような目標・手法の施策は統合し、効果的・効率的に実施するなど、各省の縦割りを排除し、ワンストップ型の政策を展開すべきではないか。					
		対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況			
	個別項目	(行政改革推進会議 (1月) への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考		
)投資や縦響 いらであり、 ごある成果目標 Eをの施策と よの施ど、	ビューにおいては、バラマキ型割り・重複を排除する等の観点との事業を抽出して点検したとのを当りである事業についても、的でではないができまれている。 ②同じような目標・手流合し、効果的・効率的に実施各省の縦割りを排除し、ワンスを集開すべきではないか。	・皮と・自然を表示のでは、 ・皮を生活を表示では、 ・皮を生物を変数を表示では、 ・皮を生物を変数を表示では、 ・皮を生物を変数を変数を変数を変数を変数を変数を変数を変数を変数を変数を変数を変数を変数を	・平成 27 年6月末に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2015」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」において、従来の縦割りの事業を超えた財政支援を行う新型交付金を創設することを明記。また、地方創生関連補助金等についても、適切なKPI や PDCA サイクルの整備、手続のワンストップ化等による縦割りの弊害防止等の見直しを行うことを明記。 ① 上記方針にしたがい、行政事業レビューのプロセスと連携し、まち・ひと・しごと創生本部事務局が行政改革推進本部事務局と協働しながら、地方創生関連補助金等の見直しを進めている。その成果を、今年末に予定している「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂に盛り込むとともに、平成 28 年度予算に反映させる予定。 ② 平成 27 年4月より、総務省「集落ネットワーク圏の形成」、農水省「農村集落活性化支援事業」、国交省「「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成推進」に関し、内閣府地方創生推進室に「集落等の活性化に関する相談(ワンストップ窓口)」を設置するとともに、「集落課題に関する関係省庁連絡会」における連携体制を強化し、重複を排除している。また、平成 27 年7月より、移住関連情報がインターネット上で一元的に得られる全国移住ナビの一般供用を開始した。			

担当府省名	内閣府			
テーマ等	地方の創生・活性化に関連する	事業(計画に基づく交付金等)		
提となる「地域再生計画」についるとするとともに、無駄な事業が盛りをおりる性進調整費の前提となるとが、より合理的ではないか。 ・総合特区推進調整費は、本来、名しながら、現状では、事業開始後名		いては、計画の最終年度まで中間目標が置かれす 盛り込まれていないか検証すべきではないか。 なる総合特別区域計画については、計画開始 1年 各省の予算制度を活用した上で不足する場合に	-体的な整備を支援できる枠組みとなっている点において評価し得る。しず検証されない計画が多数あることから、①中間目標を置いて、進捗状況 - 後に中間目標を設定する仕組みとなっているが、②計画策定段階から中 - 、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、補完的に措置される を費で執行されている事業が多数あるなど、本来の補完的な役割を逸脱し - 加え、運用改善を図るべきではないか。	を検証できる仕組み 間目標を設定するこ 調整費である。しか
個別項目		対応方針・スケジュール (行政改革推進会議(1月)への報告内容)	事業改善の対応状況 (平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考
	盤強化交付金については、縦割り	指摘を踏まえ、地方公共団体が行う中間評価	「中間目標を置いて、進捗状況を検証できる仕組みとするとともに、」	
	テの所管を超える一体的な整備を 87.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5	の実施のための評価規定を設け、計画作成段	については、地方公共団体が行う中間評価の実施のための評価規定を	
	組みとなっている点において評価 しながら、その前提となる「地域	階で中間目標を置いて、進捗状況を検証出来る仕組みを設けることとする。	基本大綱に追記し、内閣総理大臣は地方公共団体から評価結果の報告 を受けたときは、必要に応じて地域再生計画の見直し等を含む助言を	
	ついては、計画の最終年度まで中	また、無駄な事業が発生しないようチェック	行うこととし、中間目標を置いて、進捗状況を検証できる仕組みを創	
	れず検証されない計画が多数ある	機能を強化することとする。	設した。	
ことから、①5	中間目標を置いて、進捗状況を検			
	みとするとともに、無駄な事業が	(スケジュール)	「無駄な事業が盛り込まれていないか検証すべきではないか。」につい	
盛り込まれてし	<u>いないか検証すべきではないか。</u>	平成27年度新規地域再生計画の認定等から	ては、交付金事業にかかる地域再生計画の新規認定に際し、関係省庁	
		制度改善を図るため、交付金に係る基本的な	の他補助事業の計画等との整合性等について、申請者の自己評価項目	
		枠組みを定めた「地域再生基盤強化交付金に	として設定し審査したうえで採択することとした。また、あわせて現	
		係る基本大綱」を平成27年1月14日に改 正した。	在実施中の継続事業についても同様に再確認した。	
		正した。	なお、平成 28 年度については、8 月 4 日付まち・ひと・しごと創生本	
		※「地域再生基盤強化交付金に係る基本大	部決定「地方創生の深化のための新型交付金の創設についての統一的	
		綱」・・内閣府及び交付金事業を実施する農林	な方針」に基づき、新型交付金に再編して要求した。	
		水産省、国土交通省及び環境省の4府省連名		
		通知		
	進調整費の前提となる総合特別区		新規指定については、総合特別区域基本方針に従い、当面、見合わせ	
	ては、計画開始1年後に中間目標	を行ったところ、総合特別区域基本方針にお	ることとしている。また、既存の特区については中間目標は設定済み	
	組みとなっているが、②計画策定	いて「当面、以降の指定は見合わせるもの」	である。	
	目標を設定することが、より合理	としている。現在、全ての特区において中間		
的ではないか。	<u> </u>	目標は設定済みであるが、仮に今後、総合特別区域其本大公を改正し、新規の投票を行る		
		別区域基本方針を改正し、新規の指定を行う こととした場合には、計画作成段階で中間目		
		こととした場合には、計画作成技権で中间日 標を設定し、計画認定時に示すこととする。		
		1示と以たし、引凹恥た时に小りLCC9句。		

度での対応が可能となるまでの間、補完的に措し 置される調整費である。しかしながら、現状で┃を図ることとする。 は、事業開始後2~3年が経過しても、全額又は 大部分が調整費で執行されている事業が多数あ るなど、本来の補完的な役割を逸脱した使われ 方となっている。このため、③調整費の執行を初 年度に限る等、より明確、具体的な制限を加え、 運用改善を図るべきではないか。

運用基準を明確化することにより、運用改善

(スケジュール)

総合特別区域基本方針(平成23年8月閣議 決定)に基づき内閣府が財務省と協議して定 めた「総合特区推進調整費の使途等に関する 基準について」の変更を平成27年1月13 日に行った。

・総合特区推進調整費は、本来、各省の予算制度 | 指摘を踏まえ、調整費による財政支援措置に | 平成27年1月13日の「総合特区推進調整費の使途等に関する基準 を活用した上で不足する場合に、各省の予算制 │ ついて、初年度に限る等具体的な制限を加え、│ について」の変更を踏まえて、適切な運用を行っている。

担当府省名	総務省			
テーマ等	地方の創生・活性化に関連	する事業(地域の活性化のための補助金等)		
指摘事項	(地域の活性化のための補助金等) ・「過疎地域等自立活性化推進交付金」「都市農村共生・対流総合対策交付金」「山村振興交付金」「集落活性化推進事業費補助金」の4つの補助金等については事業メニューの一部にしか対応しない成果目標となっていたり、事業の成果と関連が薄いマクロな指標での成果目標となっていたりするなど、いずれも成果目標のでないと認められる。①事業効果が測定できるような定量的成果目標を設定するとともに、成果実績を厳格に検証すべきではないか。 ・これらの補助金等の間には、同一の事業を補助対象とするなど、重なる部分が認められるが、②政策効果を最大限に発揮する観点から、その重なり合いの排除をではないか。また、③将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、窓口の一元化を図るべきで			
	# DI - F D	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況	
	個別項目	(行政改革推進会議 (1月) への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考
・「金進つ部い口す適が設備が一業でしり指なで定す味農山費はか、標どなでるなとしまないでありませんでありません。	性化のための補助金等) 或等自立活性化推進交付金」 共生・対流総合対策交付 長興交付金」「集落活性化推 助金」の4 第落活性化推 動数ある事業メニュとのの をの成果と関連がっての の成果と関連がってり の成果目標が薄いいたが といずれも成果目標の設定 といずれも成果目標を といずれる。①事業効果 ともに、成果実績を厳格に ではないか。	指摘を踏まえ、事業効果が測定できるような定量的成果目標を設定し、平成27年度から反映させる。	現行の「過疎市町村の人口に対する転入者数の割合」から、「過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数一転出者数)の割合」に見直しをした。また、それぞれの事業効果に結びつく指標として、事業実施主体ごとに把握した、整備施設の利用状況等を活用したサブ指標(住居の入居率、施設利用者数等)を設定した。	
業を補助なる 揮進に では がる 点で がって がっこう がっこう がっこう がっこう かい	補助金等の間には、同一の事象とするなど、重なる部分がが、②政策効果を最大限に発から、その重なり合いの排除きではないか。また、③将来自体の統合をできる限り図を進めるとともに、自治体がを選択できるよう、窓口の一べきではないか。	指摘を踏まえ、平成 27 年度からは、農林水産省は農林水産業やそれを担う地域の振興、国土交通省は既存公共施設を活用した拠点づくり、といった専門的な分野に限定した補助等を行い、総務省はそれらの補助等を活用しない事業を対象に支援することで、それぞれの重複の排除を図る。 また、指摘を踏まえ、まち・ひと・しごと創生本部における議論の状況も踏まえつつ、将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、平成 27 年度から窓口の一元化を図る。	交付要綱を改訂し、農林水産省の都市農村共生・対流総合対策交付金及び国土交通省の集落活性化推進事業費補助金を活用する事業は、総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金の対象としないこと、集落課題に関する関係省庁連絡会の連携を強化することを明記した。また、集落課題に関する関係省庁連絡会における情報共有等の連携を強化するとともに、平成27年3月より内閣府に相談窓口を一元化した「集落等の活性化に関連する相談(ワンストップ相談窓口)」を設置した。 「ワンストップ相談窓口」では、集落等の活性化に関連する総務省、農林水産省及び国土交通省事業に関する相談を受け付け、地方公共団体が最適な事業を選択できるようアドバイスを実施するとともに、関係省への情報提供を実施する体制を構築している。	「集落等の活性化に関連する相談(ワンストップ相談の一)」のページhttp://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/onestop_shuraku.html

担当府省是	農林水産省				
テーマ等	地方の創生・活性化に関連する事業(地域の活性化のための補助金等)				
指摘事項 2	(地域の活性化のための補助金等) ・「過疎地域等自立活性化推進交付金」「都市農村共生・対流総合対策交付金」「山村振興交付金」「集落活性化推進事業費補助金」の4つの補助金等については ニューの一部にしか対応しない成果目標となっていたり、事業の成果と関連が薄いマクロな指標での成果目標となっていたりするなど、いずれも成果目標の				
		対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況		
	個別項目	(行政改革推進会議(1月)への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考	
(地域の活性	生化のための補助金等)	①指摘を踏まえ、「都市農村共生・対流総合対策交付金」の	事業実施主体において把握可能な成果目標として、地域活動を		
	等自立活性化推進交付	成果目標については、事業実施主体等において把握可能な	実施した後(3年後)の参加者の農山漁村への定着率及び施設利		
	村共生・対流総合対策	成果目標として、地域活動を実施した後(3年後)の参加者	用人口の増加割合、研修会等における満足度等のサブ指標を設定		
· · · · · · · ·	村振興交付金」「集落活	の農山漁村への定着率及び施設利用人口の増加割合を追	した。		
	美費補助金」の4つの補	加。	また、「山村振興交付金」については、「都市農村共生・対流総		
	いては、複数ある事業メ		合対策交付金」の下に整理・統合し、雇用者数又は事業所得・販		
	『にしか対応しない成果	「山村振興交付金」については、「都市農村共生・対流総	売額等の目標となる増加割合を達成した地区の割合をサブ指標		
	いたり、事業の成果と	合対策交付金」の下に整理・統合。成果目標については、山	として設定した。		
	アクロな指標での成果目	村活性化支援として所得や雇用の増加割合を設定。	なお、これらについては平成 27 年度行政事業レビューシート		
-	いたりするなど、いずれ		に反映した。		
)設定が適切でないと認				
	事業効果が測定できる				
	的成果目標を設定すると 民実績を厳格に検証すべ				
<u>ともに、成果</u> きではないが					
・これら <mark>の</mark> 補	輔助金等の間には、同一	②指摘を踏まえ、農林水産省は農林水産業やそれを担う地	「都市農村共生・対流総合対策交付金」の実施要綱を改訂し、	「集落等の活性化に	
	対象とするなど、重な	域の振興、国土交通省は既存公共施設を活用した拠点づく	「農林水産業やそれを担う地域の振興を主目的とする取組に重	関連する相談(ワン	
	かられるが、② <u>政策効果</u>	り、といった専門的な分野に限定した補助等を行い、総務省	点化する」と記載した。	ストップ相談窓口)」	
	発揮する観点から、その	はそれらの補助等を活用しない事業を対象に支援すること	「山村振興交付金」については、H27 予算成立をもって「都市	のページ	
-	D排除を進めるべきでは	で、それぞれの重なり合いを排除。	農村共生・対流総合対策交付金」の下に整理・統合した。	http://www.kantei.	
	と、③将来的に補助金自	「山村振興交付金」については、「都市農村共生・対流総		go.jp/jp/singi/tii	
	できる限り図るべく検討	合対策交付金」の下に整理・統合。	また、集落課題に関する関係省庁連絡会における情報共有等の	ki/onestop_shuraku	
	くもに、自治体が最適な		連携を強化するとともに、平成 27 年 3 月より内閣府に相談窓口	.html	
	できるよう、窓口の一元	③指摘を踏まえ、まち・ひと・しごと創生本部における議論	を一元化した「集落等の活性化に関する相談(ワンストップ窓		
<u>化を図るべき</u>	きではないか。	の状況も踏まえつつ、将来的に補助金自体の統合をできる	口)」を設置した。		
		限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業			
		を選択できるよう、平成27年度から窓口の一元化を図る。			

担当府省名	国土交通省			
テーマ等	地方の創生・活性化に関連する事業(地域の活性化のための補助金等)		
指摘事項	ニューの一部にしか対応しない成果目認められる。①事業効果が測定できる ・これらの補助金等の間には、同一の	標となっていたり、事業の成果と関連が薄いマクロな指 ような定量的成果目標を設定するとともに、成果実績3 事業を補助対象とするなど、重なる部分が認められるか	金」「集落活性化推進事業費補助金」の4つの補助金等について 指標での成果目標となっていたりするなど、いずれも成果目標の を厳格に検証すべきではないか。 「、②政策効果を最大限に発揮する観点から、その重なり合いの 自治体が最適な事業を選択できるよう、窓口の一元化を図るべ	設定が適切でないと 排除を進めるべきで
	個別項目	対応方針・スケジュール (行政改革推進会議(1月)への報告内容)	事業改善の対応状況 (平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考
・「大」に対していて、は、は、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	活性化のための補助金等) 域等自立活性化推進交付金」「都市農村 統総合対策交付金」「山村振興交付金」 性化推進事業費補助金」の4つの補助金 には、複数ある事業メニューの一部にしない成果目標となっていたり、事業の成 が薄いマクロな指標での成果目標となっ するなど、いずれも成果目標の設定が適 に認められる。①事業効果が測定できる 量的成果目標を設定するとともに、成果 各に検証すべきではないか。	指摘を踏まえ、事業効果が測定できるような定量 的成果目標を設定し、平成 27 年度から反映させる。	現行の指標(全国の地方圏から大都市圏への転出者数に対する、大都市圏から地方圏への転入者数の比率)を見直し、事業実施主体(市町村)が把握可能で、かつ、施設の利用水準の変化等を測定できる指標を検討して、地区毎に把握した利用状況等を活用した指標を設定することとした。また、あわせて、指標についての実績が計画に見合ったものとなっているか等を検証し、必要に応じて事業実施主体に対し助言等を行うこととした。	
象とするた 効果を最大いの排除を に補助金目 進めるとと	対対の 対対の はど、重なる部分が認められるが、② <u>政策</u> 大限に発揮する観点から、その重なり合 を進めるべきではないか。また、③ <u>将来的</u> 自体の統合をできる限り図るべく検討を さもに、自治体が最適な事業を選択でき 窓口の一元化を図るべきではないか。	都市農村共生・対流総合対策交付金や過疎地域等自立活性化推進交付金との重複があるとの指摘を踏まえ、集落活性化推進事業費補助金は、公共サービス施設の再編・集約を目的とする取組を対象とし、かつ、宿泊・体験施設等の都市と農村の交流に資する施設や産業振興につながる生産加工施設を補助の対象としないこととし、過疎地域等自立活性化推進交付金の対象は、過疎地域等の自立活性化を目的として行う取組で、他の補助金等を活用しないものに限定して対象とすることで、重複を排除することとした。また、指摘を踏まえ、まち・ひと・しごと創生本部における議論の状況も踏まえつつ、将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、平成27年度から窓口の一元化を図る。	実施要領に「地域産業の活性化及び地域間交流の活性化を図る」ことを主旨とした記載があるが、重複の排除のため、これを削除した。また、集落課題に関する関係省庁連絡会における情報共有等の連携を強化するとともに、平成27年3月より内閣府に相談窓口を一元化した「集落等の活性化に関連する相談(ワンストップ相談窓口)」を設置した。	「集落等の活性化 に関連する相談 (ワンストップ相 談窓口)」のページ http://www. kante i.go.jp/jp/singi /tiiki/onestop_s huraku.html

担当府省名	内閣府、厚生労働省						
テーマ等	女性活躍・子育て支援	(に関連する事業(うち待機児童解消加速化プラン)					
指摘事項	取組を他の地域に普及 ・評価の適正化の状況 育の質の向上につなけ ・保育施設・保育サー	・保育所のハード整備は重要であり、①地域のニーズや実情を踏まえつつ推進すべきではないか。優良事例などの積極的な情報発信により、②「保育コンシェルジュ」と同様の 取組を他の地域に普及させることを通じ、利用者のニーズに沿った保育サービスの提供につなげるべきではないか。 ・評価の適正化の状況など地方の実情も踏まえつつ、③地方公共団体レベルで認可保育所の運営などに関する外部評価の実施状況の公表を推進し、評価の普及・促進を図り、保育の質の向上につなげていくべきではないか。④研修等を通じた評価機関の質の向上も重要であり、取組を進めるべきではないか。 ・保育施設・保育サービス等の充実により、女性の就業継続、新たな労働力の確保、消費者の確保等を通じて企業が裨益することに着目し、⑤新たな企業負担の在り方について検討し、これにより更に待機児童対策を含めた子育て支援を推進すべきではないか。その際、企業の裨益について相関を示していくことも重要ではないか。					
	Manufest C	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況	Ht =12			
	個別項目	(行政改革推進会議 (1月) への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考			
り、① <u>地域</u> えつつ推進 良より の な② と同様の取	ード整備は重要であ のニーズや実情を踏ま すべきではないか。 どの積極的な情報発信 「保育コンシェルジュ」 組を他の地域に普及さ	の提供を図る。	大を図る。 また、平成28年度予算概算要求においては、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、意欲のある自治体の取り組みを強力に支援するため、引き続き補助率を嵩上げして保育所等の整備を推進するとともに、地域のニーズや実情を踏まえた保育の受け皿確保を実施するため、新たに小規模保育事業所の施設整備に必要な額を要求している。 さらに、当該プランを確実に実施し、待機児童の早期解消を図るため、待機児童数の多い自治体に対して、各市区町村が実施しているニーズ調査の結果等を基に、必要な保育拡大量を確保してもらうよう依頼している。 利用者支援事業は、平成27年度以降、地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施。各市町村における利用者支援事業の取組みを促進すべく、平成26年10月にガイドラインを提示するとともに自治体説明会の場等において事業				
に沿った保	通じ、利用者のニー <u>ズ</u> 音サービスの提供につ ではないか。	また、利用者支援事業の優良事例について、自治体との会議やホームページ等を通じて適宜情報発信する。	の説明と積極的な実施を呼びかけてきた。平成 27 年度においては、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、1,236 か所まで実施箇所数の拡充を図ることとしている。この他、新たに妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援等を実施する「子育て世代包括支援センター」の運営等を支援する。(26 年度補正予算により 7 市町で実施、27 年度予算により 150 市町村で実施予定)なお、平成 28 年度予算概算要求については、27 年度予算額からの増加分について事項要求としている。				

評価の適正化の状況など地方の実	第三者評価の受審を推進するため、5年に1度の受審が	平成 27 年度から第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対	
情も踏まえつつ、③地方公共団体	可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を	する支援を実施。また、4月に施行された子ども・子育て支援新制度では、保育	
レベルで認可保育所の運営などに	行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格の加	所等について、第三者評価の受審を努力義務とした。公定価格でも加算の対象	
関する外部評価の実施状況の公表	算として補助することとし、平成 31 年度末には、すべて	とした。引き続きその普及に努める。	
を推進し、評価の普及・促進を図	の事業者において受審・公表が行わることを目標とする。	また、平成26年4月に改定された「福祉サービス第三者評価事業に関する指	
り、保育の質の向上につなげてい	また、子ども・子育て支援法に基づく情報公開制度の活	針」を踏まえ、平成26年度に実施された「福祉サービスの質の向上推進員会」	
くべきではないか。④研修等を通	用により、第三者評価の積極的な活用を促す。	の検討結果に基づき、今後新たな保育所版のガイドラインを改定し、発出する	
じた評価機関の質の向上も重要で	評価機関の質の向上を図ることを目的として、平成 27	こととしている。	
あり、取組を進めるべきではない	年度中に新たなガイドラインを策定する。		
か。			
保育施設・保育サービス等の充実	⑤子ども・子育て支援新制度における事業主負担について	企業も含めて社会全体で子育てを支援するという観点からの、今回の指摘や、	
により、女性の就業継続、新たな労	は、制度立案時の議論を経て、拠出金の充当先及び上限が	子育て支援の一層の充実を図る観点からの「子供の未来応援国民運動」や「経	
働力の確保、消費者の確保等を通	法定されたところ。今後の事業主負担の在り方について	済財政諮問会議」での議論なども踏まえて、引き続き検討を進める。	
じて企業が裨益することに着目	は、こうした経緯と、企業も含めて社会全体で子育てを支		
し、⑤新たな企業負担の在り方に	援するという観点からの、今回の指摘の両方を踏まえ、今		
ついて検討し、これにより更に待	後、引き続き検討する。		
機児童対策を含めた子育て支援を			
推進すべきではないか。その際、企			
業の裨益について相関を示してい			
くことも重要ではないか。			

担当府省名	文部科学省、厚生労働学	· 自				
テーマ等	女性活躍・子育て支援に関連する事業(うち放課後子ども総合プラン)					
指摘事項	・教育部局と社会福祉部局との連携が未だ不十分であるほか、両者の責任関係が不明確であり、利用者の立場に立ったサービスの提供がなされているとは言事業主体・手法の一本化も含め、両者の融合を更に推進すべきではないか。 ・地方公共団体レベルでの成果の検証の枠組みが明らかではなく、⑦地方公共団体レベルにおける事業計画と実施状況、その成果としての待機児童の数等をルを確立すべきではないか。 ・また、現場レベルで教育部局と社会福祉部局の連携を強化するための協議会の設置を推進すべきであり、例えば、⑧協議会の設置を補助の条件とするなど与などを検討すべきではないか。					
	対応方針・スケジュール 事業改善の対応状況 個別項目 (行政改革推進会議(1月)への報告内容) (平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)					
が責のなば含き 地証方画機の公と児童のなば含き 大郎 一大の公と児童の公と児童の公と児童の公と児童のの公と別で カラスター 大郎 一大郎 一大郎 一大郎 一大郎 一大郎 一大郎 一大郎 一大郎 一大郎	は社会福祉部局との連携一分であるほか、両者のであり、利用がいるとは言い難い。本化もであり、主体・手法の一本化もでの融合を更に推進すべい。 対け、ないではなる事業計様に、その成果としての特別ではないにおける事業計様に、その成果としての特別ではないからではないからではないから、	調査を実施し、事業の進捗状況を把握するとともに、一 体型の事業を実施した際の効果についても分析を行	中に実施し、各自治体における現状・効果の分析等を行う予定である。 また、待機児童の数等の状況について公表するとともに、調査結果を踏	る学びの未来 http://manabi- mirai.mext.go.jp/		
福祉部局の 協議会の設 例えば、8 件とするな	はいて教育部局と社会 の連携を強化するための 設置を推進すべきであり、 が協議会の設置を補助の条 などのインセンティブ付 検討すべきではないか。		平成27年度の放課後子供教室の実施要領において、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を整備する場合には、今まで補助対象外としていた学校区毎の協議会の設置に係る経費を新たに補助対象とするなど、インセンティブを付与した。また、放課後児童クラブが存在していない地域などの放課後子供教室を除き、両者が連携して実施することを補助の要件に加えた。さらに、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を整備する場合については、優先的に予算措置を行うことを実施要領に盛り込んだ。平成28年度についても、引き続き一体型の整備について必要な措置を行うことを概算要求している。			

担当府省名	文部科学省、農林水産省
テーマ等	女性活躍・子育て支援に関連する事業(うち女性活躍・子育て支援に関連する個別事業)
指摘事項	・「輝く女性農業経営者育成事業」の「次世代リーダー育成塾」については、女性は 6 次産業の担い手として期待されるなど現状その意義は認められるものの、民間や地方における同様の取組、同業者や他の業種との公平性を踏まえれば、⑨受講者にも適切な自己負担を求めるとともに、時限的な取組とすべきではないか。 ・ミッションを含め⑪ 「次世代リーダー」の定義を明確にすることが必要ではないか。 ・研修の手法として、e-learning 等を通じ⑪多数が参加できる基礎的な研修と参加者をリーダー等に限定する研修に分けて実施することも検討すべきではないか。 ⑫成果の横展開を図ることも重要ではないか。 ・「舞台芸術創造力向上・発信プラン」における子育て支援については、⑬舞台芸術関係者だけに保育費用を支援することは適切ではなく、やめるべきではないか。

個別項目	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況	備考
iii Xi Xi Li	(行政改革推進会議 (1月)への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	Ma .c.
「輝く女性農業経営者育成事業」の「次世代リーダー育成塾」については、女性は6次産業の担い手として期待されるなど現状その意義は認められるものの、民間や地方における同様の取組、同業者や他の業種との公平性を踏まえれば、⑨受講者にも適切な自己負担を求めるとともに、時限的な取組とすべきではないか。	指摘を踏まえ、「次世代リーダー育成塾」について、 ・受講者にも自己負担を求める。 (平成 27 年度政府予算案に反映) ・実施期間を3カ年(26~28 年度)とし、事業 効果について検証することとする。	平成 27 年度の「次世代リーダー育成塾」では、受講者から受講費を徴収することとした。実施期間については、28 年度までとしたうえで、事業効果について検証する。 平成 28 年度概算要求については、27 年度の改善内容を踏襲しつつ、対前年度同額を要求しており、引き続き効果的・効率的な事業実施を図っていく予定。	
ミッションを含め⑩ 「次世代リーダー」の定 義を明確にすることが必要ではないか。	指摘を踏まえ、 ・「次世代リーダー」の定義を明確にする。 (平成 27 年 4 月に事業実施要綱を改訂する予定)	次世代リーダーについて、「指導的地位を担うことができるような人材かつ認定 農業者クラスの経営力を有する者であって、自己の経営発展を実現するだけでな く、地域農業の振興・活性化をリードする取組を積極的に行う者」と、事業実施要 綱に明記し(平成27年度4月9日付け改正)、定義に基づき育成すべき者を受講生 として選定することとした。	
・研修の手法として、e-learning 等を通じ ① 多数が参加できる基礎的な研修と参加者 をリーダー等に限定する研修に分けて実施 することも検討すべきではないか。② 成果 の横展開を図ることも重要ではないか。	指摘を踏まえ、 ・多数が参加できる基礎的な研修とリーダー候補に限定する研修に分けて実施する。 ・成果の横展開を図る取組を促進する。 (平成27年度政府予算案に反映)	平成 27 年 4 月から 5 月にかけて、各地域で多数が参加できる基礎的な研修を実施し、本研修へ参加していることを「次世代リーダー育成塾」(6 月末開講) 受講のための応募要件とした。また、平成 26 年度の「次世代リーダー育成塾」の受講修了者を、基礎的な研修に講師として派遣し、育成塾で得た成果を広める取組を行っている。	
「舞台芸術創造力向上・発信プラン」における子育て支援については、③ 舞台芸術関係者だけに保育費用を支援することは適切ではなく、やめるべきではないか。	指摘を踏まえ、「舞台芸術創造力向上・発信プラン」における子育て支援については、行わないこととする。	「舞台芸術創造力向上・発信プラン」における子育で支援に係る経費は平成 27 年度には計上していない。	

担当府省名	総務省					
テーマ等	時代に即した国勢調査の実施手法の在り方					
指摘事項	・オンライン回答の導入は重要であるが、現在計画中の方法は、調査員の業務負担軽減、行政コスト効率化やオンライン回答率の向上などの面で取組が不十分であり、導入効果を最大化できるものとは言えない。このため、① I D配布時に世帯から要望があった場合には紙の調査票を配布する、I Dや紙の調査票の配布方法について全国一律の方法ではなく地域の実情を勘案して選択できるようにするなどの見直しを行うべきではないか。また、②オンライン回答率を上げるためのインセンティブ付与の導入について検討すべきではないか。 ・③世帯への調査票の配布については、調査員による手渡しを単に継続するのではなく、次回の制度設計に向けて、費用対効果を見極めながら、マイナンバーの利用範囲の拡大状況も踏まえつつ、I Dや調査票の配布の原則郵送化を進めるなど、時代の要請に即した手法を検討すべきではないか。 ・国勢調査の広報については、費用対効果が検証できる形となっているとは言い難い。このため、④費用対効果の検証のための計画をあらかじめ公表した上で、オンライン回答率の向上への寄与度を指標として設定し、アンケート調査等により検証すべきではないか。また、⑤今後の広報内容の重点化に資するよう、広報の狙いを明確にして、類型・媒体や対象ごとに、目的に応じて費用対効果を検証できるようにすべきではないか。					
		対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況			
	個別項目	(行政改革推進会議(1月)への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考		
<u>には紙の調</u> 査票の配布 なく <u>地域の</u>	5時に <u>世帯から要望があった場合</u> <u>1者票を配布する</u> 、I D や紙の調 5方法について全国一律の方法では D実情を勘案して選択できるよう どの見直しを行うべきではない	平成 27 年国勢調査において、全国一律の方法ではなく、地域の実情を勘案し、 ・I D配布時に世帯から要望のある場合には、紙の調査票への記入を可能とする、 ・ID や紙の配布方法について、町村等高齢者の多い地域などにおいては、IDと紙の調査票の同時配布を選択できることとする、などの見直しを行う。	指摘内容を含め、業務の合理化を図り、平成 27 年度予算にあたっては指導員・調査員の稼働日数の見直しによる減(約3億2千万円)、審査事務等に係る見直しによる減(約1億7千万円)を行った。対応方針に沿ったID等の配布方法の見直しについて、ID配布時に世帯から紙の調査票の配布の要望があった場合には、世帯と相談の上、その場で紙の調査票に記入していただくか、後日、紙の調査票や『調査票の記入のしかた』をセットして配布することとした。また、都道府県、市区町村に通知(平成26年11月26日付)するとともに、高齢者が多くインターネット回答が少ないと想定される地域(238市町村)や、オートロックマンション等世帯員と複数回面会することが困難な住居の多い地域(東京都の12区)において、自治体の要望を踏まえ、IDと紙の調査票の同時配布を選択できることとした。	_		
_	ン回答率を上げるための <u>インセ</u> † <u>与の導入について検討すべき</u> で	平成 27 年国勢調査におけるオンライン回答率を上げるためのインセンティブとして、調査実施を行う市区町村に対し、オンライン回答率向上の貢献について表彰することを検討。また、世帯がオンライン回答を選択するためのインセンティブとしては、オンライン回答の利便性周知(回答時間短縮、回答入力支援等)を行いつつ、結果精度の向上、結果公表の早期化等の製表の効率化などへの理解を広報等により求めていく。次々回調査(平成32年国勢調査)に向けては、平成27年国勢調査のオンライン回答状況等の内容分析を踏まえ、諸外国の状況を勘案しつつ、更なるインセンティブの向上策について、有識者や地方自治体と検討していく。	オンライン回答率を上げるためのインセンティブとして、オンライン調査を推進した自治体の表彰を実施することとし、平成 27年6月に各自治体に伝達した結果、各自治体においては、地域のイベントや集合住宅への協力依頼等を通じて、全国で初めて実施するオンライン調査を積極的に PR しインターネット回答の推進を行った。また、世帯がオンライン回答を選択するためのインセンティブとして、平成 27年5月から国勢調査キャンペーンサイトにおいて、オンライン回答の利便性を周知するとともに、世帯に配布するリーフレットや調査書類等においても、オンライン回答の利便性や、結果の利用、結果公表の早期化等について周知を図っている。	国勢調査キャンペーンサイト http://kokusei2 015. stat. go. jp/ index. html http://kokusei2 015. stat. go. jp/ about/summary. p		

③世帯への調査票の配布については、調査員	平成 27 年国勢調査の実施状況や費用対効果、マイナン	-	_
による手渡しを単に継続するのではなく、次	バー利用範囲の拡大状況等を踏まえつつ、次々回調査		
回の制度設計に向けて、費用対効果を見極め	(平成32年国勢調査)に向けて、有識者や地方自治体		
ながら、マイナンバーの利用範囲の拡大状況	との意見交換を実施するなど、調査手法の検討・実地		
<u>も踏まえ</u> つつ、 <u>I Dや調査票の配布の原則郵</u>	における検証を行い、平成31年度中に結論を得て調査		
送化を進めるなど、時代の要請に即した手法	の実施計画をとりまとめる。		
を検討すべきではないか。			
④費用対効果の検証のための計画をあらかじ	平成 27 年国勢調査の広報効果の検証のための計画に		http://www.stat
<u>め公表</u> した上で、 <u>オンライン回答率の向上</u>	ついて、有識者による審議も踏まえ、調査実施までに	平成 27 年 5 月に開催した有識者会議において、秋のレビューに	.go.jp/info/ken
への寄与度を指標として設定し、アンケー	あらかじめ公表する。また、オンライン回答率の向上	おける指摘等を踏まえ、広報効果を加味したオンライン回答率の	kyu/kokusei/yus
ト調査等により検証 すべきではないか。	への寄与度を指標として設定した上で、調査実施後に	目標値を 30% (試験調査比で+5%の広報による寄与度) とする	iki27/pdf/05sy0
	広報の効果測定(世帯を対象としたモニター調査等)	広報計画を策定し、平成 27 年 7 月に HP に掲載した。	200. pdf
	を実施し、平成28年度中に結果をとりまとめる。	(参考)	
⑤今後の広報内容の重点化に資するよう、広	平成 27 年国勢調査の広報計画の作成に当たり、有識	平成 27 年 9 月 10 日から 20 日にかけて実施した紙の調査票によ	
報の狙いを明確にして、類型・媒体や対象ご	者による広報の実施方策、関係者への協力依頼等の検	る調査に先行したオンライン調査によるインターネット回答数	
とに、目的に応じて費用対効果を検証でき	討等の審議も踏まえ、広報の狙いを明確化するととも	は 19,175,769 件であり、平成 22 年国勢調査の世帯数を基に試算	
るようにすべきではないか。	に、調査実施後に、類型・媒体や対象ごとに、広報目	したインターネット回答率は 36.9%。	
	的に応じた広報の効果測定(世帯を対象としたモニタ		
	一調査等)を実施し、平成28年度中に結果をとりまと		
	める。		

担当府省名	外務省						
テーマ等	国際機関への拠出金等に関する PDCA サイクルの在り方						
指摘事項	・我が国の国際協力の基本的な戦略・重点分野を踏まえ、①評価の基準・指標を明らかにした上で、拠出を行っている国際機関全般に対して、多面的・定量的な評価を行うとともに、②その評価結果を活用し、行政事業レビュー等を通じ拠出の妥当性を論理的に説明すべきではないか。また、③上記の評価の基準・指標は、二国間協力、多国間協力、国際機関経由の無償資金協力による事業に対して横串を通す形で適用することで、重複の排除等にも活用すべきではないか。 ・特に、我が国が個別のプロジェクトに④イヤマーク(使途特定)した任意拠出金については、国際機関に対する評価に加え、プロジェクトごとの成果及びこれに対する評価の公表を通り、PROAサイクルを発化する表ではないか。						
	個別項目	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況	備考			
	101 別・現 日	(行政改革推進会議(1月)への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	1 相 右			
分野を踏まえ かにした上で 全般に対して う_とともに、 ②その評通じ拠 べきではない また、3 上部 資金協力によ	出の妥当性を論理的に説明すいか。 の評価の基準・指標は、二国間協力、国際機関経由の無償 る事業に対して横串を通す形とで、重複の排除等にも活用	○ 指摘を踏まえ、国際機関に対する拠出等について、欧米等の主要ドナー国がどのように成果目標を設定し、その後、それをどのように評価・公表しているのか等の実態を詳細に把握し、部内検討に活用するため、在外公館を通じて各ドナー国の対応を照会する。 ○ 当該調査に加え、来年度にシンクタンク等を通じて本格的調査も実施しつつ、我が国としてのPDCAサイクルを検討・確立する。 ○ 上記の検討を踏まえ、国際機関全般に対して、多面的・定量的な評価を行い、これを平成28年度概算要求等に活用。	る全ての国際機関を対象とし、以下の5点を軸とした評価基準を用いて、A~Dの4段階評価を行い、その結果を公表した。 ①重要外交課題遂行上の有用性、我が国実施事業との相互補完性 (日本経済への貢献を含む) ②機関等の意思決定における我が国のプレゼンス ③機関等の専門分野等における影響力や組織・財政マネジメント 等	http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/yosan_kessan/kanshi_kouritsuka/gyosei_review/ 任意拠出金に係る国際機関評価http://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/fa/page22_002			

・特に、我が国が個別のプロジェクトに④ <u>イ</u>	〇 指摘を踏まえ、イヤマーク(使途特定)した任意	〇平成 26 年度補正予算においてイヤマーク (使途特定) した任	外務省行政事業レビュー
ヤマーク(使途特定)した任意拠出金につい	拠出金については、プロジェクトの内容や成果目標	意拠出金については、事業概要、成果目標等を外務省ホームペー	http://www.mofa.go.jp/
ては、国際機関に対する評価に加え、プロジ	等を公表し,実施後には成果目標の達成状況を評価	ジ及び平成27年行政事業レビューシートに記載し、公表済み。	mofaj/annai/yosan_kess
<u>ェクトごとの成果及びこれに対する評価の</u>	し,適切な形で公表する。	以後同様に,個別プロジェクトにイヤマークする任意拠出金につ	an/kanshi_kouritsuka/g
公表を通じPDCAサイクルを強化すべき		いては,政府予算案の国会提出前にプロジェクト毎の成果目標を	yosei_review/
ではないか。		公表するとともに、国会承認後、その達成状況をフォローしてい	
・国際機関のプロジェクトに対する評価に		く予定。	平成26年度補正予算でイ
当たり、⑤ <u>少なくともイヤマーク(使途特</u>			ヤマークした任意拠出金
定)されたプロジェクトについては、国際			一
機関自身による評価も活用しつつ、我が国			http://www.mofa.go.jp/
としての独自の評価を行うべきではない			mofaj/files/000066685.
<u>か</u> 。			pdf
・国際機関や事業の評価に必要な情報を国際	〇 国際機関全般に対して、多面的・定量的な評価	〇平成28年度予算概算要求に当たっては、任意拠出金を拠出す	上記のとおり。
機関に求め、⑥評価の結果や評価の根拠とな	を行い, 評価結果について, 適切な形での対外公表を	る全ての国際機関を対象とし、A~Dの4段階評価を行い、その結	
る国際機関からの報告・情報については、公	予定。	果を公表した。詳細は上記のとおり。	
開を原則として、積極的な開示を進めるべき			
ではないか。	〇 評価の根拠となる国際機関からの報告・情報の	〇平成 26 年度補正予算においてイヤマーク(使途特定)した任	
また、⑦行政事業レビューシートやホ	公開については、主要ドナー国の対応についての調	意拠出金については、事業概要、成果目標等を外務省ホームペー	
ームページにおいて、他国の拠出状況	査結果を踏まえ、適切な情報公開に向けた検討を行	ジ及び平成27年行政事業レビューシートに記載し、公表済み。	
や国際機関の活動状況、イヤマーク	う。	以後同様に,個別プロジェクトにイヤマークする任意拠出金につ	
(使途特定) されたプロジェクトの具		いては、政府予算案の国会提出前にプロジェクト毎の成果目標を	
体的な実施内容等について、積極的に	〇 指摘を踏まえ、今後は、レビューシートにおい	公表するとともに、国会承認後、その達成状況をフォローしてい	
公開すべきではないか。	て、他国の拠出状況やプロジェクトの内容等の情報	く予定。	
	を公開。		
		〇他国の拠出状況について今後レビューシートにおいて公開で	

きるか検討していく。

担当府省名	文部科学省	文部科学省				
テーマ	東京オリンピック	・パラリンピックに向けた選手強化に関する事業の在り方				
指摘事項	(競技カ向上事業について) ・東京オリンピック・パラリンピックにおけるメダル獲得数という目標だけでは事業効果を適時に検証できないと考えられることから、例えば、オリンピック以外の国内外の対会の成果など、①年度ごとの目標を設定し、定期的に効果を検証すべきではないか。また、②メダル獲得数と合わせて、各種目の競技人口のすそ野の広がり等も定量的に測定し、検証すべきではないか。 ・③各競技団体への補助については、一律全額補助とするのではなく、各競技団体の財政事情を考慮した補助とすべきではないか。その際、競技団体ごとに必要とされる強化利用の内訳を精査したうえで補助の金額を決めるべきではないか。また、④補助の配分に当たっては、各競技団体におけるコンプライアンス遵守態勢を考慮することにより、コンプライアンス遵守のインセンティブを高める工夫が必要ではないか。 (ナショナルトレーニングセンターの拡充整備) ・⑤ナショナルトレーニングセンターの拡充整備の必要性や、その場合に必要な機能・規模を検討するに当たっては、地方の施設も含めた、既存の施設の有効活用の可能性、2020 年東京オリンピック・パラリンピックにおける有用性、2020 年以降の利用見込みなどを考慮すべきではないか。					
	個別項目	対応方針・スケジュール (行政改革推進会議 (1月)への報告内容)	事業改善の対応状況 (平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考		
ピとをらリ会をらいのではいい適れいのではいいのではいいのではいいできません。	レピック・パラリン はりるメダル獲得数果 は証できないまま きまっている 例えば のいまから、 の国内外の でいる でいる でいる できない できる	(対応方針) 目標達成に向けた選手強化事業におけるPDCAサイクルを強化するため、年度毎の目標を設定し、定期的に成果を検証する。 (スケジュール) 〇平成 27 年 1 月を目途に文部科学省に競技力向上事業の実施のための「競技力向上タスクフォース」(TF)を設置する。 〇TFでは、今後の選手強化の在り方について検討を行い、その中で、競技力向上事業の具体的な年度毎の目標設定や成果評価項目等について検討する。 〇検討結果等を、平成 27 年度 (4 月~)の競技力向上事業の実施に反映する。	行政改革推進会議「秋のレビュー」等を踏まえ、平成27年2月、文部科学省に選手強化事業の進め方等を検討する「競技力向上タスクフォース」を設置し、平成27年度から実施する競技力向上事業において、以下の取組等を毎年度行うことを決定した。 ①競技毎に世界選手権大会の入賞者数などの重点業績評価指標(KPI)を設定する。 ②上記の大会成績のほか、有望選手の存在や強化計画の妥当性、ガバナンス等の組織体制を審査・評価の観点として競技毎の選手強化費の配分を行う。 これらの決定を踏まえ、平成27年度の競技力向上事業において、PDCAサイクルを強化するとともに、平成28年度も同様に取り組むこととしている。			
種目の競技	態得数と合わせて、各 技人口のすそ野の広 記量的に測定し、検証 はないか。	(対応方針) 日本代表選手の活躍は、国民のスポーツへの関心を高めることも目的としており、この観点からの成果を検証する。 (スケジュール) 〇内閣府の世論調査又は文部科学省の委託調査により「体力・スポーツに関する世論調査」を実施。 〇当該調査により、国民のスポーツに関する意識を定量的に確認する。 〇次回の当該調査は、平成27年度に実施する。 〇上記取組に加え、団体毎のすそ野の広がりを測定する年度毎の指標	内閣府が平成27年6月に実施した「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」において、国民がこの1年間に行った運動・スポーツの種目について調査を行った。この調査結果によれば、前回調査(平成25年1月)と比較して、多くの種目について、「この1年間に行った」とする回答率が上がっていることを確認することができた。今後も、定期的に同様の調査を行うことができるよう関係省庁と調整を行う。 また、各種目の競技人口のすそ野の広がりについては、新たにスポーツ庁が設置されたことも踏まえ、今後、健康スポーツや地域ス	http://surve .gov- online.go.jp h27/h27- tokyo/index. tml		

ポーツの振興の観点も含め多面的に取り組むこととしている。

の設定及びその成果を検証する。

③各競技団体への補助については、一律全額補助とするのではなく、各競技団体の財政事情を考慮した補助とすべきではないか。その際、競技団体ごとに必要とされる強化費用の内訳を精査したうえで補助の金額を決めるべきではないか。	(対応方針) 財政状況等による競技団体の評価基準を設けることにより、自己負担分を捻出できる団体には応分の負担を求めるとともに、そうでない団体にはメダル獲得のために必要な選手強化活動に影響を与えないよう配慮する。 (スケジュール) 〇平成 27 年 1 月を目途に文部科学省に競技力向上事業の実施のための「競技力向上タスクフォース」(TF)を設置する。 〇 T F では、今後の選手強化の在り方について検討を行い、その中で、競技力向上事業における競技団体への強化費配分の決定する際の評価項目に、財政状況に関する項目を設定し、団体に対して財政力を考慮した応分の負担を求めることを検討する。 〇検討結果等を、平成 27 年度(4 月~)の競技力向上事業の実施に反映する。 〇その際、各団体の強化費用の内訳を十分に精査する。	平成 27 年度の競技力向上事業の選手強化費の配分にあたっては、競技団体に1/3の自己負担を求めることを基本とした上で、自主財源の少ない競技団体については、段階的に自己負担割合を軽減することを「競技力向上タスクフォース」において決定した。上記の決定を踏まえ、平成 27 年度の競技力向上事業において、一定の自己負担を前提としつつ、段階的な自己負担割合の軽減を図るとともに、平成 28 年度も同様に取り組むこととしている。また、(独)日本スポーツ振興センターが行う競技力向上事業の交付決定等に際しては、助成事業の対象経費の精査等を十分に行っている。	
④補助の配分に当たっては、各 競技団体におけるコンプライ アンス遵守態勢を考慮するこ とにより、コンプライアンス遵 守のインセンティブを高める エ夫が必要ではないか。	(対応方針)不適正な経理の防止を図るため、コンプライアンス態勢による評価基準を設けることにより、体制強化に対するインセンティブを高める。(スケジュール) 〇平成 27 年 1 月を目途に文部科学省に競技力向上事業の実施のための「競技力向上タスクフォース」(TF)を設置する。〇TFでは、今後の選手強化の在り方について検討を行い、その中で、競技力向上事業における競技団体への強化費配分を決定する際の評価項目に、コンプライアンス態勢に関する項目を設定するとともに、透明性を確保するための執行体制の整備を検討する。〇検討結果等を、平成 27 年度(4月~)の競技力向上事業の実施に反映する。	各競技団体におけるガバナンス等の体制強化・改善に向けた主体的な取組を促すため、「競技力向上タスクフォース」が定める項目に基づいて、競技団体がセルフチェックを行った上で、年度末にその改善状況等を評価し、翌年度の選手強化費の配分に反映することを、「競技力向上タスクフォース」において決定した。 上記の決定を踏まえ、平成27年度の競技力向上事業においてガバナンス等の体制強化を図るとともに、平成28年度も同様に取り組むこととしている。	

⑤ナショナルトレーニングセ ンターの拡充整備の必要性や、 リンピック・パラリンピックに おける有用性、2020年以降の利 用見込みなどを考慮すべきで はないか。

「トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方についての 調査研究に関する有識者会議」での最終報告(平成27年1月)を踏ま その場合に必要な機能・規模を┃え、NTCの拡充整備に当たっては、今後必要となる施設整備全体の 検討するに当たっては、地方の┃姿、重点的に強化が必要となる競技、財政コスト(財源確保策含む)、 施設も含めた、既存の施設の有 | 供用開始時期、2020年以降の利用見込み等の観点から、既存施設の活 効活用の可能性、2020年東京オ│用も含めた様々な選択肢の比較・検討を平成 27年3月末までに行う。

「トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方につい ての調査研究に関する有識者会議」での最終報告(平成27年1月) におけるご指摘を踏まえ、既存施設の活用も含めた様々な選択肢の 比較・検討を平成27年3月末までに行ったところである。

その結果、特に既存施設の活用については、地方公共団体等がそ れぞれの目的で設置している施設であり、現在のナショナルトレー ニングセンター (NTC) のように年間を通じて専用利用することは 困難であること、トップアスリートが行う高レベルのトレーニング を支える環境が整備されていないこと、東京都北区西が丘に設置さ れている国立スポーツ科学センター(JISS)と遠隔になることで、 スポーツ医・科学、情報を活用した様々なサポートと連動した効果 的・効率的なトレーニング等を行うことが困難になること、これら の条件を満たす既存施設を競技毎に整備しようとした場合、相当な 時間や、施設設備費、管理運営費が必要になると想定されることか ら、困難と判断したものである。

また、2020年オリンピック・パラリンピックにおける有用性につ いては、NTC 及び JISS の共同利用化を図ることにより、オリンピ ック競技とパラリンピック競技におけるトレーニング方法、指導方 法等について様々な相乗効果が期待されるため、メダル獲得や共同 利用が可能な競技等を拡充の基本コンセプトとすることにより有 用性が担保されると判断し、2020年以降の利用見込みについては、 現状及び今後の強化活動 (NTC の平均稼働率は88.2% (平成25年 度) と高稼働率であること、今後 2020 年東京オリンピック・パラ リンピックに向け強化活動が一層活発になり利用者数の増加が予 想されること)を踏まえ利用者数及び稼働率の推計を行った。

このように様々な選択肢の比較・検討を行った結果、基本設計の 段階でさらに検討を進め、より効率的な規模に縮減すること等を前 提に、拡充整備の基本設計等を執行することとしている。

平成27年5月には、基本設計業務の建設コンサルタントを選定 する上で必要となる「ナショナルトレーニングセンター拡充整備に 関する基本計画」を、文部科学省、日本オリンピック委員会、日本 パラリンピック委員会、日本スポーツ振興センターの4者により策 定し、その中で、施設整備全体のコスト縮減について具体的な対策 を講じることとしている。

これを踏まえ、技術提案者を特定するための評価基準に「建設費 の低減に資する基本方策」を評価事項に加えているところである。

担当府省名 文部科学省					
テーマ 大学における理工系人材育成の在り	大学における理工系人材育成の在り方				
なり得るのかなど、従来の理工系大 指摘事項 ・理工系大学教育のシステム改革を 考えられることから、②50 大学でな	・産業界のニーズの把握が十分でないほか、各大学の学部・大学院のカリキュラムがどの程度産業界のニーズに合っているのか、これらのカリキュラムのどのような点が問題でなり得るのかなど、従来の理工系大学教育の問題点の検証が十分に行われているとは認められず、①より精緻な分析、検証を行うべきではないか。 ・理工系大学教育のシステム改革を達成するためには、本事業により実務家教員に職業教育プログラムを構築させるだけでは不十分と思われ、その他のいくつもの対策が必要であることから、②50 大学で本事業を一斉に実施する前に、まずは、各大学・大学院が研究と教育のバランスをどのように考えているのかを含め、基礎的な調査を実施するではないか。その際、調査のために大学にプロジェクトを行わせるとしても、ごく少数の大学に絞って実施すべきではないか。				
	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況			
個別項目	(行政改革推進会議(1月)への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考		
・産業界のニーズの把握が十分でないほか、各大学の学部・大学院のカリキュラムがどの程度産業界のニーズに合っているのか、これらのカリキュラムのどのような点が問題となり得るのかなど、従来の理工系大学教育の問題点の検証が十分に行われているとは認められず、①より精緻な分析、検証を行うべきではないか。	秋のレビューの指摘を踏まえ、従来の理工系大学教育の問題点等に関する基礎的な調査を行い精緻な分析、検証を行う。(調査のためのプロジェクト(試験的カリキュラム開発等に対する支援)は実施しない) (スケジュール) 〇【平成27年1月を目処】 文部科学省に理工系大学教育の改善方策等を検証する委員会を設置し、課題等現況調査・検証に向けて具体的内容等の策定を開始する。〇【平成27年4月を目処】 産業界のニーズ、各大学の教育・研究のバランス、カリキュラムの実態等を把握するための基礎的調査を委託し、調査を実施する。〇【平成28年3月末を目処】 基礎的調査の結果を踏まえて、まずは育成すべき理工系人材像を確定する。	秋のレビューの指摘を踏まえ、全国の実態を把握せずに、「大学の自主性に任せた教育カリキュラム改善等の取組みを行なう一部大学に対して支援」を行う方策から、まずは全国の実態把握・検証を行い、結果を提示・公表する等、「文部科学省が主体となって、全国的に先導」する方策に改めた。 平成 27 年 1 月より各大学の協力の下で調査研究が行えるよう、関係者へのヒアリング、実施体制の検討を行い、委託先選定に係る公募要領・審査要項の作成を進めていたが、委託先選定方法の検討を含む事務作業の遅れにより、スケジュールの見直しを行った。 平成 27 年 8 月に文部科学省に委託事業の選定及び事業の実施に係る助言等を行う「理工系プロフェッショナル教育推進委託事業委員会」を設置した。 工学分野、農学分野の調査を行う委託先を選定するため、平成 27 年 8 月に総合評価落札方式による一般競争入札の公告を行い、理工系プロフェッショナル教育推進委託事業委員会において応募者から提出された企画提案書の審査を実施、平成 27 年 9 月に開札、委託先を決定した。 今後、平成 27 年度中に、産業界のニーズ、大学の教育・研究のバランス、カリキュラムの実態等を把握するための基礎的調査を行い、調査結果を基に育成すべき理工系人材像を確定する。調査結果は取り纏め次第、公表する予定である。 平成 28 年度以降は平成 27 年度の調査結果を踏まえ、必要に応じて追加調査を実施した上で、求められる理工系人材の検証・確定や、理工系大学のカリキュラムの改善方策の策定等を行い、調査結果は取り纏め次第、公表する予定である。			

理工系大学教育のシステム改革を達成するため グラムを構築させるだけでは不十分と思われ、 その他のいくつもの対策が必要と考えられるこ とから、②50 大学で本事業を一斉に実施する前 | 等に対する支援) は実施しない) に、まずは、各大学・大学院が研究と教育のバラ ンスをどのように考えているのかを含め、基礎 | (スケジュール) のために大学にプロジェクトを行わせるとして も、ごく少数の大学に絞って実施すべきではな いか。

(対応方針)

- 査・検証に向けて具体的内容等の策定を開始する。
- 教育・研究のバランス、カリキュラムの実態等を把握する│会」を設置した。 ための基礎的調査を委託し、調査を実施する。
- えて、まずは育成すべき理工系人材像を確定する。
- 施し、最終的には、各大学に対して、各取りまとめ結果・┃を決定した。 確定事項を提示の上、公表する。

秋のレビューの指摘を踏まえ、全国の実態を把握せずに、「大学の には、本事業により実務家教員に職業教育プロ│秋のレビューの指摘を踏まえ、従来の理工系大学教育の問│自主性に任せた教育カリキュラム改善等の取組みを行なう一部大学 題点等に関する基礎的な調査を行い精緻な分析、検証を行しに対して支援」を行う方策から、まずは全国の実態把握・検証を行 う。(調査のためのプロジェクト(試験的カリキュラム開発 ┃ い、結果を提示・公表する等、「文部科学省が主体となって、全国的 に先導」する方策に改めた。

平成27年1月より各大学の協力の下で調査研究が行えるよう、関 係者へのヒアリング、実施体制の検討を行い、委託先選定に係る公 的な調査を実施すべきではないか。その際、調査┃○【平成27年1月を目処】 文部科学省に理工系大学教┃募要領・審査要項の作成を進めていたが、委託先選定方法の検討を 育の改善方策等を検証する委員会を設置し、課題等現況調│含む事務作業の遅れにより、スケジュールの見直しを行った。

> 平成 27 年 8 月に文部科学省に委託事業の選定及び事業の実施に係 〇【平成27年4月を目処】 産業界のニーズ、各大学の | る助言等を行う「理工系プロフェッショナル教育推進委託事業委員

> 工学分野、農学分野の調査を行う委託先を選定するため、平成27 ○【平成28年3月末を目処】 基礎的調査の結果を踏ま | 年8月に総合評価落札方式による一般競争入札の公告を行い、理工 系プロフェッショナル教育推進委託事業委員会において応募者から 〇【平成28年度以降】 必要に応じて、追加調査等を実 | 提出された企画提案書の審査を実施、平成27年9月に開札、委託先

> > 今後、平成27年度中に、産業界のニーズ、大学の教育・研究のバ ランス、カリキュラムの実態等を把握するための基礎的調査を行い、 調査結果を基に育成すべき理工系人材像を確定する。調査結果は取 り纏め次第、公表する予定である。

> > 平成 28 年度以降は平成 27 年度の調査結果を踏まえ、必要に応じ て追加調査を実施した上で、求められる理工系人材の検証・確定や、 理工系大学のカリキュラムの改善方策の策定等を行い、調査結果は 取り纏め次第、公表する予定である。

担当府省名 厚生労働省	厚生労働省						
テーマ等 介護報酬改定にお	介護報酬改定における介護職員の処遇改善と社会福祉法人の在り方						
備、専門性の明確(いるとは言い難く)等をレビューシー・介護報酬改定に改善が適切に図られて、社会福祉法人はでは、 福祉法人制度の見	・介護職員の確保については、賃金による処遇改善のみならず、人材のすそ野の拡大や多様な人材の参入促進、入職した者の定着促進、意欲や能力に応じたキャリアパスの整備、専門性の明確化による質の向上など、各般の施策を総合的に講じる必要がある。しかしながら、レビューシートにおいてこうした諸施策に関するビジョンが明らかにされているとは言い難く、①今後増大が見込まれる介護職員の確保に向け、明確かつ具体的なビジョンを定めるとともに、各般の施策の目標、その達成状況やそれを踏まえた改善策等をレビューシート等において明らかにすべきではないか。また、②離職の防止を図るため、その原因等につき、調査分析を更に進め、所要の対策を講じるべきではないか。・介護報酬改定に当たっては、提供するサービス毎の収支差率の状況を踏まえ、③介護事業者の収支が適正化するよう介護報酬全体を引き下げるとともに、④介護職員の処遇改善が適切に図られるよう措置すべきではないか。・社会福祉法人は特別な地位を保障されており、業務制約等につき民間事業者と同列に論ずることは不適当である。社会貢献活動は公費支出の本来目的とは言い難く、⑤社会福祉法人制度の見直しに当たっては、公費等を原資とした事業から生じた内部留保については、国庫に返納する、公費等を充てて現に実施している事業にのみ充当する、あるいは介護職員の処遇改善に充当することとすべきではないか。						
	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況					
個別項目	(行政改革推進会議(1月)への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考				
介護職員の確保については、賃金による処遇改善のみならず、人材のすそ野の拡大や多様な人材の参入促進、入職した者の定着促進、高欲や能力に応じたキャリアよる合的に満じる必要がある。しかてこが見いながした。かにされているとは言い難く、①今後増大が見込まれる介護職の確保に向け、明確かつ具体のをどうまれる介護職員の確保に向け、明確かつ具体をとした。の施策の目標、その達成状況ユーシート等において明らかにすべきではないか。	① 平成 27 年度政府予算案において、介護従事者確保のための事業を含む都道府県の取組を支援するため、新たに地域医療介護総合確保基金において所要の財源等を確保する。 ② 都道府県が基金を活用して事業を行うに当たり設定する目標の達成状況や事業の実施状況についての検証を行い、都道府県に対して、推奨される事項、改善を図るべき事項等について必要な助言を行うとともに、その後のより効果的な基金の配分と事業実施に資するよう、適正な評価指標の設定等を行うものとする。 ③ 平成 26 年度中に社会保障審議会福祉部会の議論の取りまとめや都道府県が行う介護人材の需給推計結果等を踏まえ、2025 年に向けた介	都道府県が行った 2025 年の介護人材需給推計結果(確定値:需要 253.0 万人、供給 215.2 万人、需給ギャップ 37.7 万人)を国において取りまとめ、平成 27 年 6 月に公表。都道府県は推計結果を踏まえ、第 6 期介護保険事業支援計画において 2025 年における目標と施策を記載することとした。 介護従事者確保のための事業を含む都道府県の取組を支援するため、平成 27 年度より新たに地域医療介護総合確保基金造成のための財源を確保したが、平成 28 年度概算要求においても介護従事者確保に向けて必要な事業を支援することとしている。 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告を踏まえ、平成 27 年 2 月に「介護人材確保の基本的な考え方」を示し、介護人材確保に向けたビジョンと方向性を明らかにした。今年度中に、今次常会で継続審査とされた「社会福祉法等の一部を改正する法案」による制度的対応、地域の取組を含む「総合的な確保方策」を策定・公表し、対策を総合的・計画的に推進。					

また、②離職の防止を図るため、そ	指摘を踏まえ、現時点での調査・統計結果を踏まえた介護従事者の	介護人材の早期離職防止のための対策等の介護従事者に係る	
の原因等につき、調査分析を更に	離職防止に向けた施策を進めるとともに、平成 27 年度に介護人材の離	「労働環境・処遇の改善」のための事業を含む都道府県の取組	
進め、所要の対策を講じるべき で	職事由についての詳細な調査研究を行うこととする。	を支援するため、平成 27 年度より新たに地域医療介護総合確	
はないか。	(スケジュール)	保基金において所要の財源を確保したが、平成 28 年度概算要	
	平成 27 年 6 月頃調査研究のためのワーキングチームを設置。	求においても介護人材の早期離職防止のために必要な事業等	
	平成 27 年夏以降調査研究を実施。	を支援することとしている。	
	平成 28 年 3 月までに調査研究の結果を踏まえ、必要に応じ所要の対策		
	を講じる。	平成 27 年度において、効果的な離職防止策推進のための多様	
		な人材層ごとの介護人材の離職事由に係る調査研究を実施し、	
		介護人材の離職事由についての詳細な分析結果を得る。	
・介護報酬改定に当たっては、	平成27年度の介護サービス料金改定(介護報酬改定)は、介護保険	料の上昇の抑制、介護サービスの利用者負担の軽減、介護職員	
提供するサービス毎の収支差		踏まえ、次のとおりとした。	
率の状況を踏まえ、③介護事業	○改定率 ▲ 2. 2 7 %		
者の収支が適正化するよう介	・介護職員処遇改善加算の拡充(月十1.2万円相当) +1.65%	ó	
護報酬全体を引き下げる とと	・中重度の要介護者や認知症高齢者に対して良好なサービスを提供する	事業所や地域に密着した小規模な事業所に対する加算	
もに、	+0.56%	ó	
④ 介護職員の処遇改善が適切	・収支状況などを反映した適正化等 ▲4.48%	Ó	
<u>に図られるよう措置すべき</u> で			
はないか。			
社会福祉法人は特別な地位を保		平成 27 年 2 月 12 日に、社会保障審議会福祉部会において、社	
障されており、業務制約等につき	部会において議論されているところ。	会福祉法人制度改革についての報告書がとりまとめられ、同部	
民間事業者と同列に論ずることは	(スケジュール)	会報告書を踏まえ、同年4月3日に、「社会福祉法等の一部を	
不適当である。社会貢献活動は公	次期通常国会に社会福祉法人制度改革に係る法案を提出予定	改正する法律案」が閣議決定され、同日に国会に提出されたと	
費支出の本来目的とは言い難く、		ころである。(平成 27 年 7 月 31 日衆議院可決。参議院におい	
⑤社会福祉法人制度の見直しに当		て継続審査。)	
たっては、公費等を原資とした事		改正法案においては、いわゆる内部留保を明確化し、社会福祉	
業から生じた内部留保について		事業等に再投下可能な財産額について、社会福祉事業等、地域	
は、国庫に返納する、公費等を充て		公益事業、その他の公益事業の順に検討し、当該事業を実施す	
て現に実施している事業にのみ充		る計画の作成を義務付けることとしている。	
当する、あるいは介護職員の処遇			
改善に充当することとすべき では			
ないか。			

担当府省名	名 厚生労働省					
テーマ等	医薬品に係る国民負担の軽減					
指摘事項	・①現在の「ロードマップ」における後発医薬品シェアの目標を早急かつ大胆に引き上げるべきではないか。 ・後発医薬品の利用促進を図るためのインセンティブとして、例えば後期高齢者医療支援金の加算・減算制度の基準に後発医薬品の使用割合も用いるなど、②保険者単位での後発医薬品の使用割合に応じた公費支援の仕組みを導入すべきではないか。 ・②業額済知制度の保護を機能し、国民の関係発展薬品の使用が原則との意識を聴成する。まではないか。					
	対応方針・スケジュール 事業改善の対応状況 個別項目 (行政改革推進会議 (1月) への報告内容) (平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)					
後発医薬品シ	レードマップ」における レェアの目標を早急か き上げるべき ではない	ロードマップにおける目標値の引上げや達成時期の前倒しについては、目標の達成状況や後発医薬品メーカーの供給能力についてモニタリングを行い、その結果や諸外国の動向を踏まえ検討を行う。 (スケジュール) 平成 26 年度予算事業「ロードマップ検証検討事業」において、後発医薬品メーカーや都道府県におけるロードマップの達成状況について調査等を行うとともに、国内や諸外国の後発医薬品のシェアや後発医薬品メーカーの供給能力を把握する。その結果に基づいて目標の引き上げや達成時期の前倒しについても判断していく。	経済財政運営と改革の基本方針 2015 (平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) において、「後発医薬品に係る数量シェアの目標値については、2017 年 (平成 29 年) 央に 70%以上とするとともに、2018 年度 (平成 30 年度) から 2020 年度 (平成 32 年度) 末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする」という新たな目標が設定された。			
のインセンラ期高齢者医療度の基準に後も用いるなと発医薬品の使支援の仕組みいか。	の利用促進を図るため ディブとして、例えば後 療支援金の加算・減算制 發発医薬品の使用割合 ご、②保険者単位での後 使用割合に応じた公費 少を導入すべきではな 制度の促進を徹底し、国 態医薬品の使用が原則 醸成すべきではない		後発医薬品の使用促進については、医療保険者が実施するデータへルス(レセプト・健診等のデータ分析に基づく保健事業)の取組の中で、差額通知の促進等を通じて引き続き後発医薬品の使用促進を図る。また、政府の「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」や民間組織で構成される日本健康会議において、保険者の後発医薬品の使用促進策について好事例の全国展開を図っていく。 後期高齢者支援金の加算・減算制度の指標に後発医薬品の使用割合を追加することについても、平成27年の医療保険制度改革で示された見直し内容を踏まえ、今後検討を行っていく。			

④生活保護受給者への医療扶助に 当たっては、後発医薬品の使用を原 則とし、先発医薬品を使用する場合 には後発医薬品との差額を自己負 担とすることを検討する ととも に、

生活保護においては、平成26年時点の後発医薬品の数量シェアは、 61.0% (医療全体の+6.5%) となり、ロードマップの目標値を達成した が、一方で自治体間でバラツキが大きいことから、平成27年度以降、 数量シェアが一定割合以下の自治体において、後発医薬品の使用促進 の取組を定めた計画を策定し、一層の使用促進に取り組む。

また、差額の自己負担については、医療全体における対応も踏まえ 今後検討。

生活保護においては、平成 26 年時点の後発医薬品の数量シェア (院外処方) は、61.0% (医療全体の+6.5%)となり、ロードマップの目標値を達成した。

平成 27 年度は、数量シェアが一定割合以下の自治体において、後発医薬品の使用促進計 画を策定する取組を推進しているところであるが、さらに医療全体の動きを踏まえつつ、一 層の使用促進に取り組むこととしている。

また、平成28年度概算要求において、地域の薬局や訪問看護ステーションと連携した後 発医薬品の使用促進等を図るための事業について要求しているところである。

なお、差額の自己負担については、医療全体における対応も踏まえ今後検討。

⑤自衛官、国家公務員共済、地方公 務員共済、矯正施設、留置施設に関 しては、後発医薬品の使用率の把 握・公表及び使用の徹底に早急に取 り組むべき ではないか。

【自衛官】(防衛省) 防衛省・自衛隊において、後発医薬品の使用に ついては、使用状況のフォローアップ、「自衛隊病院等後発医薬品採用 リスト」の活用及び原則、医薬品の購入時には一般競争入札を採用す ることなどにより、現在、積極的に取り組んでいるところである。 今後も引き続き、診療への影響並びに在庫の状況を踏まえつつ、さら なる後発医薬品の採用の促進に努めていくところである。

【国家公務員共済】(財務省)

御指摘を踏まえ、国家公務員共済組合においては、後発医薬品の使用 率の把握・公表について、全保険者を対象とした後発医薬品使用率把握 のための厚労省のシステム開発の予定等を見極めつつ、平成 27 年度に │ の徹底をするよう広報活動などを行うことを盛り込み実施している。 システム開発を行い、平成28年度から把握する方向で検討を行ってい る。

後発医薬品の使用の徹底については、組合員に対する積極的な広報活 動などを共済組合の平成27年度の事業計画・予算に盛り込むよう指導 する予定である。

【地方公務員共済】(総務省)

多くの地方公務員共済組合においては、一定額以上の効果が出る者を 対象とした後発医薬品差額通知や通知を行った際の効果測定を実施し ているところであり、また、一部の組合では、独自に後発医薬品の使用 率について把握しているところ。

今後の取組の推進について、引き続き指導していくとともに、御指摘 を踏まえ、全保険者を対象とした厚生労働省におけるシステム開発の内 容等を見極めつつ、速やかに後発医薬品の使用率把握のために地方公務 員共済組合においてシステム改修を行う方向で検討する。

【矯正施設】(法務省)

矯正施設における後発医薬品の使用率の把握・公表については、既に 行政事業レビューシートにおいて公表している。

していることから、その診療等に係る費用については、国費で賄ってい るため、被収容者が使用する医薬品の調達に当たっては、既に商品名で┃る。 はなく一般名で調達し、安価な医薬品の購入に取り組んでいる。

平成28年度概算要求の積算に際し、直近(平成26年度)の使用状況を踏まえ、平成28 年度中に後発医薬品化への移行努力が可能である品目を見込むことにより、削減可能な金 額(△167百万円)を控除し、要求額を抑制した。

平成 28 年度から全ての国家公務員共済組合において使用率の把握ができるよう、システ ム開発及び準備を進めている。

また、各共済組合の平成 27 年度の事業計画・予算に、組合員に対して後発医薬品の使用

各地方公務員共済組合に対して、後発医薬品の使用率の把握を指示し、全ての共済組合に おいて平成28年度から使用率の把握ができるよう、開発及び準備を進めている。

また、後発医薬品の利用の促進を引き続き積極的に実施するよう、共済組合を対象とした 会議等の場において助言・指導を行っているところであり、各共済組合では、組合員に対す る周知等を行っている。

矯正施設における後発医薬品の使用率の把握・公表については、既に行政事業レビューシ ートにおいて公表している。

なお、矯正施設に収容している被収容者は、国が強制的に身柄を拘束していることから、 なお、矯正施設に収容している被収容者は、国が強制的に身柄を拘束 | その診療等に係る費用については、国費で賄っているため、被収容者が使用する医薬品の調 達に当たっては、既に商品名ではなく一般名で調達し、安価な医薬品の購入に取り組んでい

	【留置施設】(警察庁)	都道府県警察に対し、各留置施設の嘱託医に対する後発医薬品の処方依頼を行うことな	
	各都道府県警察に対し、平成27年度予算の執行において、各留置施	どを指導しており、これまでに約6割の施設において、後発医薬品の積極的な処方を嘱託医	
	設における後発医薬品の使用の促進に取り組むことを指示する予定で	に依頼している (平成 27 年 4 月現在)。	
	ある。また、その使用状況の把握・公表を進める予定である。	引き続き都道府県警察を指導していく予定である。	
更に、より根本的な対応としては、	後発医薬品の使用については、中央社会保健医療協議会において後	これまでの後発医薬品の使用促進策については、その影響及び実施状況の調査を実施して	
⑥後発医薬品と先発医薬品との差	発医薬品の使用促進策の影響を調査・検証し、平成28年診療報酬改	おり、平成 26 年度分については結果の速報を中医協に報告し、現在、今年度分の調査を実	
額を自己負担とするなど保険者制	定時に必要な対応を行う。	施している。	
度、組織、主体の如何に関わらず、	その中で、後発医薬品と先発医薬品との価格差に関しては、平成 26	さらなる施策の要否や在り方については、これらの結果や骨太方針2015等を踏まえ、今後、	
後発医薬品の使用の原則化を検討	年度診療報酬改定で導入した後発医薬品上市後、一定期間経過した先	検討する予定。	
<u>すべき</u> ではないか。	発医薬品(長期収載品)の薬価を引き下げる特例の効果を検証した上		
	で必要な措置を検討する。		

担当府省名	農林水産省			
テーマ等	水産業・漁	村の多面的機能発揮のために国が果たすべき役割		
指摘事項	・「水産業・漁村の多面的機能免費のために国か果たすべき役割 ・「水産業・漁村の持つ多面的な機能の発揮」という目的の下、一つのレビューシートに性格が異なるメニューが混在しているため、適切でない成果指標が設定され、また、執行状況が明らかでなく、事業内容の把握や成果の検証もできない状況となっており、①事業全体を一度ゼロベースで見直すべきではないか。 ・仮に事業を存続させる場合には、②メニューごとに成果目標を設定した上で、メニューごとに事業を分割する、メニューごとにレビューシート上で執行状況の公表や成果の検証を行うこと等により、③全てのメニュー・活動について見直し・改善を行うようにすべきではないか。 ・④目標に対し有効とは言い難いメニュー・活動については、廃止を含め、国の支援のあり方を見直すべきではないか。特に、⑤漁村文化の承継として実施されている諸活動については、有効性が認められず、廃止を検討すべきではないか。また、⑥藻場、干潟の保全については、具体的な成果目標を改めて設定し、その成果を今まで以上に定量的に示すべきではないか。 ・また、当初想定していた関係者の費用負担と実態がかい離しており、地方公共団体に更なる負担を求めることを含め、⑦国、地方公共団体等の費用負担のあり方を見直すべきではないか。 ・⑧活動内容について国が評価する仕組みを検討し、活動に関する具体的な情報やその成果・評価をホームページにおいて公表するとともに、横展開できているかを把握・評価する仕組みを導入すべきではないか。			
		対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況	de
個別』	項目	(行政改革推進会議 (1月)への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考
指標が設定で明 大学	の発生のでする。 発一性混でれらのき、でないまで、かったでは、かったでででです。 とレ異て成たなや状業で、 といまで、成況全見	で見直す。	平成 27 年 4 月 21 日に「水産業・漁村の多面的機能発揮の支援のあり方に関する検討会」を立ち上げ、これまで2回の検討会を開催(第2回検討会は5月18日に開催)。議事概要等については、HPで公表済み。検討会での有識者の意見を踏まえ、平成28年度概算要求においては、(1)適切な成果目標の設定と成果の検証を行えるよう、支援メニューを施策目的に即して、「環境・生態系の保全」、「海の安全確保」に体系的に整理するとともに、事業効果の可視化を図るため、活動面積単価の導入(2)漁村文化については、「環境・生態系の保全」、「海の安全確保」の活動にあわせて実施する多面的機能の理解・増進につながる取組(教育・学習)に限定して支援(3)地方負担については、裨益の度合い、事業の継続性等に配慮しつつ導入することなど、ゼロベースの見直しを行った。	「水産業・漁村の多面的機能発揮の支援のあり方に関する検討会」の議事概要等 http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub391.html
合に成果目標を でが、分に大いで、 を分に状ますが、 を分に状ででいる。 を は、 の が は、 の が で を と の が に が に が に が に が に が に が に が に が の う に り に の う 。 の う り り り り り り り り り り り り り り り り り り	ーごとに事業 メニュト上の シ表と等ー・ とまとまー・ さとまー・ さと がよこと がよこと での は が は に は き は き き き き き き き き き き き き き き き		平成27年度行政事業レビューシートにおいて、(1)国民の生命・財産の保全については、国民への貢献を目的として、国民に分かり易い成果目標とするため、海のパトロール活動による環境異変や海難救助等への早期対応件数に変更した。(2)地球環境保全については、内水面における活動も実施していることから、水産環境の維持・回復を図ることを目的として、対象水域での生物についてその増加量を成果目標に変更した。設定した上記成果目標に基づき、当該レビューシート上で執行状況の公表及び成果の検証を行ったところ。 平成28年度予算概算要求においては、適切な成果目標の設定と成果の検証を行えるよう、支援メニューを施策目的に即して、「環境・生態系の保全」及び「海の安全確保」に体系的に整理するとともに、事業効果の可視化を図るため、活動面積単価の導入を図ることとしている。	

④ 目標に対し有効とは言い難いメニュー・活動については、廃止を含め、国の支援のあり方を見直すべきではないか。	財産の保全及び藻場の保全など地球環境保全に関	平成27年度においては、漁村文化の承継の活動項目については、ご指摘を踏まえ抜本的に見直し、海難救助など国民の生命・財産の保全及び藻場の保全など地球環境保全に関連し、その効果を高める教育・学習に資するものに限定した。加えて、評価が困難と考えられる地球環境保全の活動項目のうち、①環境にやさしい漁具への転換、②海洋汚染への対応整備を廃止した。また、交付単価を見直し、縮減を行った。平成28年度概算要求において、漁村文化については、「環境・生態系の保全」、「海の安全確保」の活動にあわせて実施する多面的機能の理解・増進につながる取組(教育・学習)に限定して支援することとしている。	
として実施されている諸 活動については、有効性 が認められず、廃止を検 討すべきではないか。			
また、⑥藻場、干潟の保全については、具体的な成果目標を改めて設定し、その成果を今まで以上に定量的に示すべきではないか。	持・回復を図ることを目的として、対象 <u>海</u> 域での生	藻場・干潟の保全については、これまで適切な成果目標となっていなかったことから、平成27年度行政事業レビューシートにおいて、水産環境の維持・回復を図ることを目的として、対象水域での生物の増加量を成果目標として設定した。	
また、当初想定していた 関係者の費用負担と実態 がかい離しており、地方 公共団体に更なる負担を 求めることを含め、⑦国、 地方公共団体等の費用負 担のあり方を見直すべき ではないか。	引き続き、応分の負担を一層求める通知を行う。 当初予定していた事業期間終了後の平成28年 度以降の事業内容、地方負担のあり方等について は、有識者等による検討会を開催しゼロベースで見 直す。	平成27年度については、4月に地方公共団体に対し、引き続き、応分の負担を一層求める通知を行った。 検討会での有識者の意見を踏まえ、平成28年度概算要求においては、地方負担について、裨益の度合い、事業の継続性等に配慮しつつ導入することなど、ゼロベースの見直しを行った。	「水産業・漁村の多面的機能発揮の支援のあり方に関する検討会」の議事概要等 http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub391.html
⑧活動内容について国が 評価する仕組みを検討 し、活動に関する具体的 な情報やその成果・評価 をホームページにおいて 公表するとともに、横展 開できているかを把握・ 評価する仕組みを導入す べきではないか。	活動内容については、成果目標の達成状況を分かりやすく示す統一的な評価基準を作成し、これに基づき個々の活動の成果を評価するとともに、横展開の状況についても把握する。活動に係る評価の結果やその他必要な情報を含め4月末までにホームページ等で公表する。また、横展開については、現在、全国で実施している講習会・報告会で、活動の課題の対応方策、優良事例、効果的な事業推進の留意点等について、周知を図っているところであり、この取組の効果がさらに高まる方策を検討する。	平成 27 年 2 月 4 日に統一的な評価基準を定め、各地域協議会に示すとともに、水産庁のHPで公表した。 平成 26 年度の活動に係る評価の結果やその他必要な情報を同 HP で公表済み。 本事業のHP(ひとうみ.jp)において、活動に関する具体的な情報として、活動内容の詳細を掲載するとともに、横展開を図る観点から、取組の効果がさらに高まるよう、統一的な評価基準の中で、横展開の状況に関する項目を設け、取組の確認ができるようにした。また、横展開の状況を含めた事業評価の結果を踏まえ、地域協議会を通じて、各活動組織の取組を改善させるよう指導するとともに、地域協議会は、当該評価結果を次年度以降の事業採択の基礎資料とすることとした。	統一的な評価基準、評価の 結果等 http://www.jfa.maff.go. jp/j/gyoko_gyozyo/g_the ma/sub391.html 本事業のHP(ひとうみ. Jp)のアドレス http://www.hitoumi.jp/

担当府省名	経済産業省	ì		
テーマ等	石油製品の品質を確保するための手法の在り方			
指摘事項	・品質不適合事案の実態に鑑みれば、すべてのSS(ガソリンスタンド)を対象に一律の頻度で試買を行うのは不適切であり、①費用対効果を考慮して、安全性の配慮の めの技術的な措置を講じているSSについては試買の頻度を下げるなど、実態に応じて、適切な試買の頻度やタイミングを見極めるべきではないか。 ・②油種についても、揮発油、軽油及び灯油ではリスクが異なり、不適合事案の発生割合も異なることから、試買の頻度にメリハリを付けるべきではないか。 ・③事業者が費用を負担する品質分析の対象への軽油及び灯油の追加、不正事案に対するサンクションの強化など規制の強化と試買事業の縮小を同時に進めることを検 するとともに、④SS以外の石油製品販売業者を含め事業者や事業者団体に対して品質確保のための自主的な取組を促すべきではないか。			
個別項	目	対応方針・スケジュール (行政改革推進会議(1月)への報告内容)	事業改善の対応状況 (平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考
・品質不適合事すの リンスタでは、ないでは、 の頻であて、のを計画であるでは、 の技をは、安全性での をいるなはでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 ではないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	SS (ガー律 対象に一不適 対効果を考)配慮のため 講じてい度を 、 は買い応じて、 ほに応じて、 ほに応じて、 ほとなイミン	【対応方針】 指摘を踏まえ、SSに対して実施する試買については、全ての油種について全国一律で実施する試買を改め、新たな試買方針に従い実施する。具体的には、問題の生じる可能性が低いSSの試買頻度を下げる一方で、油種毎の不適合の傾向や、消費者に重大な被害(異常燃焼等人命に係るもの等)を与える可能性が高い項目、油種による特性(使用量の多い厳冬地域での冬期における灯油等)等を踏まえ、過去に不適合が検出された事業者に係る事案等、不適合の検出が相対的に高いと考えられる事案に重点化して試買を行う。これにより、対象SS箇所数及び総検査数は現状から約半減程度に重点化される見込み。 【スケジュール】 試買頻度を変更し、平成27年度予算に反映させ、平成27年4月からの試買事業を実施していく。		
・②油種について油、軽油及び灯油が異なり、不適合割合も異なることの頻度にメリハリきではないか。	aではリスク a事案の発生 から、試買		以下の油種を扱うSSについては、全ての油種を購入するのではなく、該当油種のみ購入する重点的な試買を開始予定である。(11月目処) 【揮発油、軽油】 1. E3、E10、B5取扱いSS。(E3又はE10はそれぞれ、エタノール3体積%以下又は10体積%以下混ざった揮発油。B5は、脂肪酸メチルエステルが5質量%以下混ざった軽油のこと。E3及びE10取扱いSSは揮発油のみ、B5取扱いSSは軽油のみ) 2. 不正軽油が疑われるSSやその地域。(不正混和の疑いにより、揮発油・軽油) 【灯油】 冬期の灯油需要が高い厳冬地域にあるSS。	

・③事業者が費用を負担する 品質分析の対象への軽油及び 灯油の追加、不正事案に対する サンクションの強化など規制 の強化と試買事業の縮小を同 時に進めることを検討する と 売業者を含め事業者や事業者 団体に対して品質確保のため の自主的な取組を促すべきで

はないか。

【対応方針】

品確法では油種の中でも揮発性が高く消費者に多大な被害を与える 可能性が相対的に高い揮発油について、規格に対する適合義務に加 油についても、品確法で規格に対する適合義務は課しているものの、 指摘を踏まえ改めて近年の SS 事業者以外の石油製品販売業者を含め ともに、SS以外の石油製品販 │ た事故事例や試買における不適合の傾向等を精査し、必要な対応につ いて検討を行う。

軽油、灯油について、改めて最近の SS 及び SS 以外の石油製品販売業者の事故事例や、試買によ る不適合案件の内容、傾向等の精査を開始。具体的には、軽油、灯油についてはSS以外でも販 売されているため、関係団体等の協力を得て、SS以外の関係団体と試買について協議を開始し え、事業者に分析義務を課し、負担を求めているところ。軽油及び灯┃た。今後、専門家や関連事業者団体等と議論をしながら、試買の重点化による不適合率の推移も 踏まえ、必要な対応について検討していく。

【スケジュール】

平成27年度から、改めて軽油、灯油について事故事例や不適合案件 の傾向等を精査するとともに、試買の重点化による不適合割合の推移 も踏まえ必要な対応について検討を行う。

石油元売各社及び主要な小売事業者並びに関連事業者団体に対し、冬期の灯油需要期であること |荷卸しキャンペーン等を行うなどの取組みを行っており、このような┃ も踏まえ、コンタミ事案(※)防止の取組の徹底を要請。加えて、26年度の各地方経済局によ るコンタミ事案に係る対応状況を収集し、当該情報を石油関係団体の定例会議に提供するととも ┃に、コンタミ事故防止の徹底について改めて要請した。(※)コンタミ事案・・1つの油種(例 えば揮発油)に別の油種(灯油)が混ざること、あるいは油に水などの異物が混ざることまた、 に進めることを検討するとと ┃ 実施する石油関係団体の会合などで情報提供し、周知徹底を図るとと ┃ 上記の通り関係団体等の協力を得て、軽油及び灯油についてのSS以外の関係団体と試買につい

事業者が費用を負担する品 質分析の対象への軽油及び灯 油の追加、不正事案に対するサ ンクションの強化など規制の 強化と試買事業の縮小を同時 もに、④SS以外の石油製品販 売業者を含め事業者や事業者 団体に対して品質確保のため の自主的な取組を促すべきで はないか。

【対応方針】自主的な取組みについては、既に事業者団体も、例えば 取組の徹底を引き続き業界に求めていく。また、SS以外の石油製品 販売業者については、事故事例やこれらの事業者における流通や取扱 い実態を把握し、必要な検討を行う。【スケジュール】 平成27年度に ┃もに、SS以外の流通経路等について調査し必要な対応について検討┃ て協議を開始した。 を行う。

担当府省名	経済産業省			
テーマ等	商店街活性化施策の在り方			
指摘事項	・地域商業自立促進事業(現行事業)は、補助対象の商店街における歩行者通行量や売上高に関する成果目標を設定しているが、①事業本来の目的である「全国への波及」を検 <u>証できる定量的な指標についても設けるべきではないか。</u> その検証を行うためにも、補助対象となった商店街の効果検証が客観的なものである必要があることから、② <u>歩行者</u> 通行量や売上げ等の指標の計測条件を徹底する とともに、③売上げや利益に関する情報等評価に必要な情報提供に応じることを補助の条件とすることを検討すべきではない か。 また、④事業終了後の効果検証を継続的に実施すべきではないか。 ・⑤補助事業を採択するに当たっては、「効果の継続性」についての評点を高めること等により効果の継続性を十分に見極めるとともに、⑥事業終了後の補助対象の商店街の自 立促進を促すべきではないか。 ・⑦地方自治体との役割分担については、自治体から財政支出があるなど、事業への地方自治体による強力な関与がある案件、とりわけ、人口減少などの社会情勢の変化を踏ま え、商店街の集約・統合など構造的な課題に取り組む地方自治体の関与がある案件を優先的に採択すべきではないか。			
	(m.m.== 0	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況	htt. +c
	個別項目	(行政改革推進会議(1月)への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考
は量る波も ・なあやとに件 ・なあやとに件 ・なあやとに供 ・なるの商要げ、なる の商要げ、なる	新業自立促進事業(現行事業) 対象の商店街における歩行者通行 高に関する成果目標を設定してい 事業本来の目的である「全国への 検証できる定量的な指標について きではないか。 検証を行うためにも、補助対象と をもびりまするものであるではないか。 検証を行うためにも、補助対象と をもずるの計測条件を徹底する をの指標の計測条件を徹底するとを をがあることを補助の条 にとを検討すべきではないか。	及び「売上高」について、指標の計測条件を徹底する。 (スケジュール) 平成 27 年度事業において実施することとし、 平成 27 年 3 月までに補助金交付要綱等の関係 規定の見直しを行う。	補助事業者に対して、事業実施前・事業実施後それぞれにおいて、「歩行者通行量」については同一月内における平日2日間の平均値、「売上高」については当該年度1年間の総計の測定を義務付け。	http://www.me ti.go.jp/info rmation_2/pub licoffer/revi ew2015/h26_4s aisyu.html 「0149 地域 商業自立促進 事業」
なった商店 ある必要か 売上げ等の もに、③ に必要な情	検証を行うためにも、補助対象と 目街の効果検証が客観的なもので があることから、歩行者通行量や D指標の計測条件を徹底するとと た上げや利益に関する情報等評価 情報提供に応じることを補助の条 ことを検討すべきではないか。	指摘を踏まえ、「歩行者通行量」及び「売上高」 並びにその他の事業評価に必要な情報提供に 応じることを補助の条件とする。 (スケジュール) 平成 27 年度事業において実施することとし、 平成 27 年 3 月までに補助金交付要綱等の関係 規定の見直しを行う。	補助金交付要綱等の関係規定の見直しを行い、平成27年度事業において、補助事業者に対して、成果指標である「歩行者通行量」及び「売上高」に係る5年間の目標値の設定及び事業実施後5年間の事業実施効果報告書の提出を義務付け、これを事業採択の条件とした。加えて、補助事業者に対して、事業特性に応じた追加指標や、今後の全国への波及に当たって、当該事業の成功要因等、他の商店街の参考となり得るような情報の提供を行うことについて、事前に了解を取ることとしており、全国への波及を進めていく。	

・ また、④事業終了後の効果検証を継続的に実施すべきではないか。	指摘を踏まえ、事業終了後の効果検証を継続的に実施するためのフォローアップ体制を強化する。(スケジュール) 平成 27 年度事業において実施することとし、平成 27 年 3 月までに補助金交付要綱等の関係規定の見直しを行う。	上記のとおり、補助金交付要綱等の関係規定の見直しを行い、平成 27 年度 事業において、補助事業者に対して、事業実施効果に係る5年間の目標値の 設定及び事業実施後5年間の事業実施効果報告書の提出を義務付けた。その うえで、各年度の目標値を達成していない補助事業者に対しては、目標達成 のための今後のより具体的な対応策について新たに報告義務を課した。	
・ ⑤補助事業を採択するに当たっては、 「効果の継続性」についての評点を高める こと等により効果の継続性を十分に見極め るとともに、事業終了後の補助対象の商店 街の自立促進を促すべきではないか。	指摘を踏まえ、補助事業を採択するに当たっては、「効果の継続性」についての評点を高めること等により、効果の継続性を十分に見極める。(スケジュール) 平成27年度事業において実施することとし、平成27年3月までに補助金交付要綱等の関係規定の見直しを行う。	補助金交付要綱等の関係規定の見直しを行い、平成27年度事業において、補助事業者に対して、補助金申請書において、「補助事業の効果の継続性を確保するための取組」の記載を義務付けるとともに、事業採択にあたって「効果の継続性」を新たな評価項目として設定した。加えて、上記のとおり、各年度の目標値を達成していない補助事業者については、目標達成のための今後のより具体的な対応策についても報告義務を課した。	
・ 補助事業を採択するに当たっては、「効果の継続性」についての評点を高めること等により効果の継続性を十分に見極めるとともに、⑥事業終了後の補助対象の商店街の自立促進を促すべきではないか。	指摘を踏まえ、事業終了後の補助対象の商店街の自立促進を促すためのフォローアップ体制を強化する。 (スケジュール) 平成27年度事業において実施することとし、 平成27年3月までに補助金交付要綱等の関係 規定の見直しを行う。	上記のとおり、補助金交付要綱等の関係規定の見直しを行い、平成27年度 事業において、補助事業者に対して、補助金申請書において、「補助事業の 効果の継続性を確保するための取組」の記載を義務づけた。 そのうえで、地方自治体に対しては、支援計画書において、地方自治体のよ り具体的な関与方法(例:補助金による支援、人的支援、情報発信活動)の 記載を求めている。これにより地方主導による商店街の活性化を促すことと している。	
・⑦地方自治体との役割分担については、自治体から財政支出があるなど、事業への地方自治体による強力な関与がある案件、とりわけ、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえ、商店街の集約・統合など構造的な課題に取り組む地方自治体の関与がある案件を優先的に採択すべきではないか。		り具体的な関与方法の記載を求めた。 また、地域が抱えている構造的な課題に当該事業がどのように貢献し得るものなのかを審査・評価することとしている。 そのうえで、「地方自治体との役割分担」について、事業採択に当たって審査のウェイトを引き上げ、地方自治体の関与の強い案件、とりわけ、商店街の集約・統合など構造的な課題に取り組んでいる案件を優先的に採択してい	

担当府省名	国土交通省			
テーマ等	住宅の確保に特に配慮	まを要する者の居住の安定の確保		
指摘事項	・ ①新規要求事業である「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」については、今年の公開プロセスにおいて廃止判定を受けた先行事業が抱えていた問題点が依然、解 <u>消されず、抜本的な見直しが必要ではないか。</u> ・ 住宅確保要配慮者の入居ニーズについて、依然として把握できているとは言い難く、対象とする公営住宅落選者の実態や、居住地域による偏在も含め、具体的にどのようなニーズがあるのか明確に把握する必要がある。入居対象者の範囲の設定についても、対象者の実態分析や地域事情等を踏まえ、さらに検討する必要がある。こうした点のほか、そもそも、具体的な入居ニーズがある場合に改修を行うスキームではないことから、入居を望む住宅確保要配慮者のニーズに応じた改修が担保されるとは言い難いほか、オーナー側が同事業に応じるインセンティブも確保できているとは言い難い。 ・ 先行事業のこれまでの執行実態によれば、制度が想定した要配慮者の入居率は低く、さらに、見直し案において入居対象者の限定等補助要件を厳しくしたことにより、住宅オーナー側の意欲の減退が見込まれることから、前年と同様の予算要求額は、明らかに過大である。 ・ 以上より、まずは、②入居対象となる住宅確保要配慮者の入居ニーズや住宅オーナーの意向調査から行うべきではないか。③その上で、事業を行うとした場合にも、具体的な入居ニーズがある場合にニーズに応じた改修の費用を補助するというオンデマンド型の事業に転換する等住宅確保要配慮者の個々のニーズにより的確に対応する仕組みや居住支援協議会が設立される単位である地方公共団体に委ねることを検討すべきではないか。			
	個別項目	対応方針・スケジュール (行政改革推進会議(1月)への報告内容)	事業改善の対応状況 (平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考
保要において、 を は は 判 抱 が か で 場 る 場 は に な か で も に ら す で の み に ら な が の よ こ る 換 こ や で の み は 位 は 単 位 る れ る も に す あ も に す の る か で も に る 換 こ や で の か に の み に こ る 換 こ や で の か に こ る 換 こ や で の か に こ る 換 こ や で の か に こ る 換 こ や で の か に こ る 換 こ や で の か に こ る 換 こ や で の か に か に	大事業である「住宅確 んしん居住推進事業」 今年の公開プロセスに 定を受けた先行事業が 題点が依然、解消され 見直しが必要ではない で、事業を行うとした 体的な入居ニーズがあ ズに応じた改修の費用 いうオンデマンド型の る等住宅確保要配慮者 ズにより的確に対応す 住支援協議会が設立さ る地方公共団体に委ね すべきではないか。	(対応方針) ②の指摘を踏まえ、入居対象となる住宅確保要配慮者の入居ニーズや住宅オーナーの意向調査を行い、平成26年度中に調査のとりまとめを行うこととする。事業を行うとした場合にもオンデマンド型の事業スキームを導入するなど抜本的な見直しを行うとともに、当該見直し等を踏まえ国費を減額する。また、国による支援は、制度の普及・定着が図られるまでとし、それ以降は、地方公共団体による支援や居住支援協議会の自立的な取組に委ねる。 (スケジュール) 上記の事業の抜本的な見直し等について、平成27年度政府予算案に反映させる。	入居対象となる住宅確保要配慮者の入居ニーズや住宅オーナーの意向調査を行い、平成27年3月にとりまとめを行った。また、事業について次のとおり抜本的な見直しを実施し、平成27年度予算に反映。 (1)居住支援協議会等において、事業の実施意向のある者(住宅オーナー等)の募集を行い、住宅情報の登録を実施するとともに、公営住宅の落選者等に登録住宅の情報提供を行い、登録住宅に係る入居ニーズを確認。 (2)公営住宅の落選者等より入居ニーズが示された登録住宅について、入居希望者の意向を踏まえた上で改修工事の内容等を決定(オンデマンド型の事業に転換)。 上記の見直し等を踏まえ、当初100億円を要求していた国費を25億円とした。 なお、国による支援は、制度の普及・定着が図られるまでの3ヶ年に限った措置としており、それ以降は、地域の住宅政策を担う地方公共団体による支援や居住支援協議会の自立的な取組に委ねることとする。 平成28年度予算概算要求においても、平成27年度予算と同様の上記措置を講じることとしている。	
慮者の入居ニ	象となる住宅確保要配 .ーズや住宅オーナーの 行うべきではないか。	(対応方針) 指摘を踏まえ、入居対象となる住宅確保要配慮者の入居 ニーズや住宅オーナーの意向調査を行うこととする。 (スケジュール) 平成 26 年度中に調査のとりまとめを行う。	入居対象となる住宅確保要配慮者の入居ニーズや住宅オーナーの意向調査を行い、平成27年3月にとりまとめを行った。当該調査を踏まえ、住宅確保要配慮者のニーズの高い改修工事等を支援することとした。	

担当府省名	環境省			
テーマ等	地球温暖化対策に	関する PDCA サイクルの在り方		
指摘事項	・① 「温暖化防止国民運動事業」、「低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金」、「二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業」、「「一足飛び」型発展の実に向けた資金支援基金/ADB拠出金」について、地球温暖化対策全体の中での事業の位置づけの明確化等を図りながら、各事業が達成すべき定量的なCO2削減目標等設定すべきではないか。仮に、個別の事業ごとに目標を設定することが困難であるとしても、分野別に複数の事業を大括り化し、分野ごとの目標を設定すべきではないか・また、②これまでに実施した対策のコスト分析を進めること等により、CO2を1トン削減するため、いくらまでの費用を許容するのかの基準を可能な限り定め、費対効果の意識をもって、それぞれの事業を進めるべきではないか。限られた予算を効果的に活用するには、1円当たりのCO2削減量が一番大きい事業から実施していことを基本とすることが最も適切であり、③どの事業がCO2削減に最も効果的なのかを正確に把握することが必要ではないか。			
但	固別項目	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況	備考
		(行政改革推進会議(1月)への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	
業社「トび支いでをべをに定して、上、「大が国度型基、事り定定個る分をである分別である分別である。	化防止国民運動事 「大価値向上に向けた」。 「大価値向上に向けた」。 「大大のではまる」、「「一をでは、「「一をではないののではないののではないのではないのではないのではないのではないのではな	指摘を踏まえ、定量的なCO2削減目標等を以下のスケジュールに沿って設定することとする。 (スケジュール) 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金及び二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業については、平成27年7月上旬までに目標等の値の再検討を行うことする。 また、"一足飛び"型発展の実現に向けた資金支援基金/ADB拠出金については、現在の目標値を平成30年度のCO2削減量として定めているが、平成27年7月上旬までには、年度ごとのCO2削減量を目標値として設定することとする。 温暖化防止国民運動事業についても、現在の目標値を「Fun to Share 賛同宣言社数」として定めているが、平成27年7月上旬までには、CO2削減量を目標値とする具体的な設定方法を検討することとする。	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金については、成果実績を踏まえ、費用対効果を加味したCO2削減目標(平成27年度:51,576t-co2/年)を設定した。 二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業及び"一足飛び"型発展の実現に向けた資金支援基金/ADB拠出金については、日本の約束草案(平成27年7月地球温暖化対策推進本部決定)に記載されたJCMを通じた2030年度までの累積の温室効果ガス排出削減・吸収量の目標(5,000万から1億t-Co2)を設定。この累積の目標を基に、年度ごとに達成すべきCO2削減量を勘案し、平成27年度から実施する事業における運転開始後のCO2削減の目標値を、30万~70万t-CO2/年程度と設定する。温暖化防止国民運動事業については、新たにCO2削減量につながる目標値となるような設定方法について、具体的に検討を進め、今年度中に目標値を設定する。	
対策のコスト 等により、C るため、いく するのかの基 め、費用対対	これまでに実施したト分析を進めること 〇2を1トン削減すらまでの費用を許容 基準を可能な限り定 対果の意識をもって、 事業を進めるべきで	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金及び二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業、「一足飛び」型発展の実現に向けた資金支援基金/ADB拠出金については、設備導入を支援する補助事業であることから、事業を実施することで得られるCO2削減量を算出できるため、事業の採択に当たって、事業の費用対効果を審査項目の1つとして位置づけているところではあるが、指摘のとおり費用対効果の意識を持ち、より有効性・効率性の高い事業を推進していくため、事業者の提出した費用対効果を適切に採点に結びつけられる審査基準(指針)を定めることを検討する。 温暖化防止国民運動事業についても、目標とするCO2削減目標達成に向けて費用対効果を適切に採点に結びつけられる審査項目を設定できないか検討する。	事業の費用対効果を審査項目とする左記方針を平成 27 年 3 月に事業担当者に周知した。 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金及び、二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業、及び「一足飛び」型発展の実現に向けた資金支援基金/ADB拠出金の採択事業を選定する審査において、費用対効果の値を適切に点数化させる原則的な審査基準(指針)を策定し、事業担当者に周知した。温暖化防止国民運動事業については、新たに CO2 削減量につながる目標値となるような設定方法について、具体的に検討を進めており、新たな審査項目を策定する。	

	(スケジュール) 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金及び二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業、「一足飛び」型発展の実現に向けた資金支援基金/ADB拠出金については、平成27年度事業の実施までに、採択事業を選定する審査において費用対効果の値を適切に点数化させる原則的な審査基準を事業担当者に示すこととする。 なお、その後、他の補助事業でも上記審査基準を用いることが出来るか検討し、平成27年度中に展開を図る。	なお、平成28年度予算概算要求にあたっては、より効果的かつ効率的に事業を進めていく必要があることから、費用対効果の意識をもって予算要求を行った。	
・限られた予算を効果的に活用するには、1円当たりのCO2削減量が一番大きい事業から実施していくことを基本とすることが最も適切であり、③どの事業がCO2削減に最も効果的なのかを正確に把握することが必要ではないか。	を適切に評価することは、重要であるため、事業効果算定ガイドブックの客観性や適切性を向上させ、事業の費用対効果を重要な審査項目の1つとして、より効果的・効率的に事業を推進することとする。 (スケジュール) CO2削減量の目標値を算出するための考え方を示した地球温暖化対策事	事業の費用対効果を審査項目とする左記方針を平成 27 年 3 月に事業担当者に周知した。 また地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックについて、補助事業完了後の事業効果の検証等を踏まえ、推計の客観性・適切性を図るための検討をしているところ。	

I make the six in	/- rm					
担当府省名	┃ 復興庁					
テーマ等	基金に関する事業					
指摘事項	「造船業等復興支援基金(造船業等復興支援事業) (復興庁所管事業)」 ・本年9月の基金シートについては、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画は無理のない現実的なものとは言い難く、また、需要の 把握、事業の進捗管理が適切とは言い難いと考えられ、資金の滞留が認められる。余剰資金は自己点検が行われた際に国庫返納すべきであったのではないか。 ・また、今般提示された見直しについては、個別の事業の規模・積算や資機材費の増分の見込み、申請予定の企業の見込みが過大となっていないかなど更に精査を行い、余剰 資金があれば、国庫返納を行うべきではないか。					
	個別項目	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況	PH: -4v.		
		(行政改革推進会議 (1月)への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考		
本年9	月の基金シートについては、事業の将来見込	今般の指摘事項を踏まえ、再度個別事業の規模・積	平成 27 年 5 月に全ての補助金の交付決定手続きが終			
みと執行実	猿との間で大きな乖離が生じており、事業の	算の精査を行ったところ、余剰見込み資金は、7.7	了。			
執行計画は	無理のない現実的なものとは言い難く、ま	億円増加し、35億円となる見込みとなった。	その上で、資金を再度精査し、余剰見込みとなる資金			
た、需要の	把握、事業の進捗管理が適切とは言い難いと	補助金申請交付の締め切りである26年度末まで	28.6億円について、平成27年8月初旬に基金設置			
考えられ、	資金の滞留が認められる。余剰資金は自己点	の間、集約化等に要する整備が適正規模に実施され	法人に対して国庫返還を請求し、平成 27 年 8 月末に返			
検が行われ	た際に国庫返納すべきであったのではない	るべく、引き続き、助言・指導等を行っていくことと	納された。			
か。		し、27年度初めに補助金交付決定額を確定後、資機	今後も各事業の進捗状況と見通しを精査のうえ、余剰			
また、	今般提示された見直しについては、個別の事	材費の増分等による変更承認に対応するために必要	見込み資金が生じた場合には、国庫返還請求を行うこと			
業の規模・	積算や資機材費の増分の見込み、申請予定の	となる資金を再度精査の上、余剰となる資金を平成	とする。			
企業の見込	みが過大となっていないかなど更に精査を行	27年度以降に国庫返納する。	(平成 28 年度概算要求はなし)			
い、余剰資						
<u>か</u> 。						
<u> </u>						

担当府省名 国土交通省						
テーマ等 基金に関する事業						
・本年9月の基金シートについて 把握、事業の進捗管理が適切とは ・また、今般提示された見直しる 金があれば、国庫返納を行うべる	「まち再生基金(まち再生出資事業) (国土交通省所管事業)」 ・本年9月の基金シートについては、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画は無理のない現実的なものとは言い難く、また、需要の把握、事業の進捗管理が適切とは言い難いと考えられ、資金の滞留が認められる。余剰資金は自己点検が行われた際に国庫返納すべきであったのではないか。 ・また、今般提示された見直し案については、足元の状況に照らし今後の事業見込みが過大となっていないか、回収予定額が見込めないか等について更に精査を行い、余剰資金があれば、国庫返納を行うべきではないか。 (注)国土交通省は、「秋のレビュー」直前に、約136億円を国庫返納するとの見直し案を提示。					
個別項目	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況	# #			
	(行政改革推進会議(1月)への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考			
「まち再生基金(まち再生出資事業)(国土交通省所管事業)」・本年9月の基金シートについては、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画は無理のない現実的事業の進捗管理が適切とは言い難いと考えられ、資金の滞留が認められる。余剰資金は自己点検が行われた際に国庫返納すべきであったのではないか。・また、今般提示された見直し案については、足元の状況に照らし今後の事業見込みがあれば、国庫返納を行うべきではないか等について更に精査を行い、余剰資金があれば、国庫返納を行うべきではないか。(注)国土交通省は、「秋のレビュー」直前に、約136億円を国庫返納するとの見直し案を提示。	ご指摘を踏まえ、回収予定額等(配当、運用益及び管理費)について過去10年間の平均額を収支として見込むことにより、基金の必要額を再度算定し、その結果追加的に生じる余剰資金についても国庫返納する。 (スケジュール) 「秋のレビュー」の際に提示した国庫返納の考え方及び上記の考え方に基づき、生じた余剰資金について平成27年度中(内閣府等との調整終了後*)に国庫返納する。 ※公益目的支出計画の変更認可を受ける必要。	より精度の高い事業見込みの算定を行うよう見直し、余剰資金(135億65百万円)について国庫返納する。 ・「秋のレビュー」を踏まえ、更に精査を行い、ご指摘のあった回収予定額等(配当、運用益及び管理費)について、過去10年間の				

担当府省名	国土交通省					
テーマ等	基金に関する事業					
指摘事項	「民間再開発促進基金 (国土交通省所管事業)」 ・本年9月の基金シートについては、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画は無理のない現実的なものとは言い難く、また、需要の 把握、事業の進捗管理が適切とは言い難いと考えられ、資金の滞留が認められる。余剰資金は自己点検が行われた際に国庫返納すべきであったのではないか。 ・また、①今般提示された見直し案については、26 年度の事業見込みが過大となっていないかについて更に精査を行い、余剰資金があれば、国庫返納を行うべきではないか。 ・②この基金事業の必要性を明らかにするため、当該基金事業に対するニーズをより具体的に明らかにするべきではないか。 (注)国土交通省は、「秋のレビュー」直前に、約28 億円を国庫返納するとの見直し案を提示。					
		対応方針・スケジュール				
	個別項目	 (行政改革推進会議 (1月) への 報告内	事業改善の対応状況	備者		
		容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	NHI 45		
「民間再開	是 発促進基金 (国土交通	①指摘を踏まえ、平成 26 年度の事業見込み	①「秋のレビュー」にて提示した見直し案のとおり、足許の実績等を基に平成 27 年度末ま	保証制度概要:		
省所管事業	[)]	について更に精査を行い、債務保証の実施	でのより合理的な事業見込みの算定を行い、27億57百万円を国庫に返納する。(反映時期:	http://www.uraja.		
・本年9月	の基金シートについて	が必ずしも確実とは言えない事業を、平成	平成 27 年度末)	or.jp/support/ass		
は、事業の)将来見込みと執行実績と	26 年度の事業見込みから減額し、平成 27 年	また、「秋のレビュー」後に、平成 26 年度の事業見込みについて、更に精査を行ったところ、	urance/a_outline.		
	な乖離が生じており、事	度末に国庫に追加返納する。	平成 26 年度の債務保証予定件数の減少が見込まれることから、事業見込みを 5 億 73 百万円	html		
	一画は無理のない現実的な		から 5 億 53 百万円に減額し、27 百万円を国庫に追加返納する。(反映時期:平成 27 年度末)			
	い難く、また、需要の把			活用事例:		
		するニーズをより具体的に明らかにする。	②基金の運用を行う(公財)市街地再開発協会のホームページにおいて、初動期資金及び建			
	られ、資金の滞留が認め		設資金の債務保証活用の具体的事例をもとに、債務保証に対するニーズを公表した。(反映	317 11 7		
	・剰資金は自己点検が行わる。		時期:平成 27 年 3 月)	urance/doc/exampl		
れた除に国]庫返納すべきであったの		しき 日本 1 世界と映える。 甘本の第三を実用とによしまし、正式 00 左座を祭析祭売やに	e. pdf		
_	`。)今般提示された見直し案		・上記見直し措置を踏まえ、基金の適正な運用を行うと共に、平成 28 年度予算概算要求に おいて当該年度の事業見込み額を反映している。			
_	<u>7 N 使 </u>		ijv·⊂ヨ吸干及以ず木兀伫υτ版で及吹してv∵d。			
	<u>、、20 千及の手 ネル 207</u> こっていないかについて更					
	い、余剰資金があれば、					
国庫返納を	行うべきではないか。					
・②この基	金事業の必要性を明らか					
)、当該基金事業に対する					
	:り具体的に明らかにする					
べきではな						
	:交通省は、「秋のレビュ					
	こ、約28億円を国庫返納					
するとの見	l直し案を提示。					

平成 26 年の「通告」の指摘事項に対する 各府省の対応状況 (平成 27 年 10 月 30 日時点)

担当府省名	内閣府				
世ョ府 目右 テーマ等		0088/			
指摘事項	青年国際交流経費(0088) これまでの公開プロセスなどの評価結果等を踏まえ、参加者負担額の引き上げや海外での寄港地活動の廃止、効果検証のための調査などの取組みを行ってきたところではあるが、26 年行政事業レビューにおいて、外部有識者から「政策手法として問題があることを指摘したが、その部分についてのアカウンタビリティが不十分なまま事業を続けている。」、また、行政事業レビュー推進チームから「政策手法の再検討、根本的な事業の見直し・改善を行い概算要求に反映させること。」と指摘されるなど、依然として厳しい意見がある。 その背景には、多額の国費が限られた参加者の乗船等の移動費用や研修費用として使われているものの、効果が十分に説明されてこなかったことがあると考えられる。こうした観点から、成果指標として掲げられている「青年国際交流事業の各事業における参加青年アンケート調査において、事業参加者が青年本人の将来に役立つと思う者の割合」については、真に国益に資する事業か否かを測ることができる指標に置き換えた上で、改めて事業の効果を検証し、自己負担の在り方を含む事業の見直しにつなげていくべきである。 特に、来年度予算として要望のある「次世代グローバルリーダー事業」については、これまでの指摘等を踏まえ、①自己負担の在り方、②適切な効果の測定手法の設定及びその検証、③経費削減を通じた効率化等について十分な検討を尽くすべきである。				
		対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況		
個	別項目	(行政改革推進会議(1月)への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考	
年国際交流事業 加青年アンケー 業参加う者の割 と思う資する 国益に資る指標に めて事業の効果	」については、 <u>真に</u> 業か否かを測ること 置き換えた上で、改 を検証し、自己負 む事業の見直しにつ	27年度において、国益に資する事業であることを測ることができるという観点から指標を検討、設定した上で、青年リーダーの育成、国境を越えた強い人的ネットワークの構築という事業の趣旨に沿った効果検証を実施予定。 今後も引き続き、指標の改善を図りつつ、効果の検証を進めながら、事業の不断の見直し・改善を行う。	合」、「本人と参加国の人々との相互理解と友好が深ま	「青年国際交流事業の効果検証に関する検討会」 http://www8.cao.go. jp/youth/kouryu/kou ryu_kenshou/index.h tml	
「次世代グロー	算として要望のある ・バルリーダー事業」 れまでの指摘等を踏 担の在り方、	これまでの同様の事業では、自己負担は20万円程度であったところ、27年度においては、自己負担の引き上げを実施予定。 今後も引き続き、効果の検証を図りながら、自己負担の在り方について不断の見直し・改善を行う。	27年度事業においては、これまでの同様の事業に 比べ、約4割の引き上げを実施したところ。今後も引		

②適切な効果の測定手法の設定及び	効果測定の手法として、従来は参加者に対するアンケート等が中心	青年国際交流事業の効果検証に関する検討会(平成
<u>その検証</u> 、	であったが、来年度において、国益に資する事業であることを測るこ	27年6月)において、今後の効果測定の方向性につ
	とができるという観点から、新たな測定手法の導入を検討し、事業に	いて以下のような指摘がなされた。①効果が長期にわ
	ふさわしい PDCA を実施する。 今後も引き続き、測定手法の不断の見	たって発現する事業の特徴に鑑み、事業中~終了直後
	直し・改善を図りつつ、より効果的な事業の実施を進める。	/事業から1年後/中長期のフォローアップの計3回に
		分けて、事業目的に沿って実施する②参加青年の成長
		<u>については、次世代グローバルリーダーに必要な能力</u>
		に絞って評価を行う。 これらを踏まえ、平成27年
		度事業から、事業の目的に即したものとなるようリー
		<u>ダーシップ等の諸能力の成長度合いの評価や、人的ネ</u>
		<u>ットワークの広がり、社会貢献活動に参加したいとい</u>
		う意欲の向上に関する評価ができる成果指標を設定
		し、評価を行うとともに、研修講師による評価も行う
		こととした。今後も引き続き、指標の改善を図りつつ、
		効果の検証を進めながら、事業の不断の見直し・改善
		<u>を行う。</u>
③経費削減を通じた効率化等につい		27年度については、以下のような具体策に取り組
<u>て十分な検討</u> を尽くすべきである。	27年度においては、多角的な視点から、既に様々な見直し・改善	
	┃を行うこととしているが、これらに加え、更なる見直し・改善に取り	これまでの事業では原則、全て日本が費用を負担し
	組む。	ていたところ、船の寄港地での各種活動については、
	今後とも経費削減、費用対効果等の多角的な視点から事業の効率化	
	に取り組み、効果の検証を図りながら、事業の不断の見直し・改善を	
	行う。	外国青年歓迎レセプションについて、青年主体の交
		流促進という趣旨を踏まえ、時間・場所・招待人数等
		┃を勘案し、可能な限りの経費削減を行うとともに、更 ┃
		なる見直し、改善策として、これまでの事業と比べて、
		より事業の効果を高める中で、事業日程について一層
		の効率化を図る。
		また、今後、事業に必要な物品の提供、日本の最先
		端の企業の取組を紹介する研修講師の派遣等、様々な
		観点から民間企業に協力を求めることとしている。
		平成28年度概算要求においては、上記に加え、経
		費を一層削減する観点から、外国人招へいに係る旅費
		の見直しを行った。
		今後とも27年度事業の効果の検証を図りながら、
		経費削減、費用対効果等の多角的な視点から事業の効
		率化に取り組み、事業の不断の見直し・改善を行う。

担当府省名	復興庁					
テーマ等	被災児童生徒就学支援等臨時特例					
指摘事項	本事業は、東日本大震災により経済的理由から就学が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を実施することにより、教育機会の確保に資することを目的とするものである。 本事業の継続に当たっては、平成26年公開プロセスにおける指摘を踏まえ、①交付対象世帯の状況把握等を含めた成果の検証に取り組むと共に、②震災直後からの地方自治体の財政状況の変化等も踏まえ、基金方式の見直しや補助率の引き下げを含めた内容の見直しについて検討すべきである。					
	個別項目	対応方針・スケジュール (行政改革推進会議(1月)への報告内容)	事業改善の対応状況 (平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考		
本事業は	 、東日本大震災により経済的理由	指摘を踏まえ、事業の在り方について以下の見	本事業の実施に当たり、成果指標については、被災3県(岩	本事業は、東日本大震		
かに機ある事の世紀を表している。のは、会ののののでは、会ののでは、ませんのとは、のでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、は、は、は、は、は、	、東口本人展次により投資的理由 困難となった世帯の幼児児童生徒 援等を実施することを目的とするもので 継続に当たっては、平成 26 年公 における指摘を踏まえ、①交付対 況把握等を含めた成果の検証に取 に、②震災直後からの地方自治 況の変化等も踏まえ、基金方式の 助率の引き下げを含めた内容の見 て検討すべきである。	直しを行うこととする。 ① 平成 27 年度の事業実施に当たっては、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)における高等学校を中途退学した者の割合等の成果指標を設定し、成果の検証を行うこととする。 ②基金方式を見直し、単年度の交付金事業とすること及び、過去の執行状況を適切に反映することにより所要額の削減を図ることについて、平成27年度政府予算案に反映。 平成 28 年度以降の事業の在り方については、平成27年度をもって復興集中期間が終わることや被災地の復興状況を踏まえつつ、補助率の引き下げを含め、平成28年度概算要求において検討。	手果、宮城県、福島県)における ①高等学校卒業者のうち進学または就職した者の割合 ②中学校卒業者のうち進学または就職した者の割合 ③高等学校を中途退学した者の割合 と設定しており、これを震災前の水準に戻すことを成果目標としている。 平成 26 年度については ①は目標値 92.5%に対して実績が 95.3% ②は目標値 99%に対して実績が 99.3% ③は目標値 1.4%に対して実績が 1.3% となっており、所期の成果目標は達成したものと考える。この平成 26 年度の状況を踏まえて、平成 27 年度については、従前と同様の目標値を設定したところ。 平成 2 7 年度からは、従来の基金方式を見直し、単年度の交付金事業として「被災児童生徒就学支援等事業」を創設した。なお、平成 28 年度概算要求については、「平成 27 年 6 月 24 日復興推進会議決定)や、被災地の復興状況を踏まえつつ、被災児童生徒への就学支援に継続的に取り組むこととして、引き続き全額国庫補助の単年度の交付金事業として、所要額(80億円)を計上したところ。 なお、補助率の引き下げを含めた今後の事業の在り方については、予算編成過程で、被災地の復興状況も踏まえつつ検	災就の支よ資も てセえ況検②治も直をついまが児等、るで事、に①握に災のまやめてよが児等教こあ業平お交等取直財え補たと生施機を。継26対会組か状基率容す的な徒す会目 続年指象めむら況金ののべいですがととないによるの的 に公摘世たとのの方引見き由た、こ確と 当開を帯成共地変式き直でしたが、と保す たプ踏の果に方化の下しあら帯学ににる つ口ま状の、自等見げにある。		

担当府省 名	総務省					
テーマ等	無線システム	ム普及支援事業(周波数有効利用促進事業)(01	20)			
指摘事項	平成 26 年公開プロセスにおいては、当該事業の防災行政無線への補助金に関し、「規制的手法(デジタル化の期限設定等)を用いるべきであって、補助金を使うべきではない」との指摘がなされ、これを受けて、「補助金以外の手段の検討をすべき」とのとりまとめがなされている。しかしながら、レビューシートには、補助金以外の手段の検討について、地方公共団体の自発的な対応を促すこと以上の具体的な検討内容が示されていない。 同公開プロセスにおける指摘を踏まえ、①周波数利用計画を早期に明確化するとともに、周波数の移行に関する期限の設定についても検討すべきである。					
個別	川項目	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況	備考		
		(行政改革推進会議 (1月) への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	C. and		
期に明確化 に、 <u>周波</u> 数	<u>川用計画を早</u> <u>よ</u> するととも <u>女の移行に関</u> <u>○設定</u> につい 「べきであ	防災行政無線の周波数移行期限を含む利用計画については、周波数再編アクションプラン(平成 26 年 10 月改訂版)において「周波数の使用期限の具体化について検討を進める」こととしている。その期限の設定の検討に資するため、現在各自治体へ移行の計画等について調査を実施しており、平成 27 年 5 月までに調査結果を取りまとめる予定。今後、その結果を踏まえて免許人等と調整した上で平成 28 年度中に結論を得ることとしている。	周波数の移行に関する期限設定の検討に資するため、「平成 26 年度電波の利用状況調査」の中で、各自治体の防災行政無線のデジタル化移行計画等を調査し、平成27年4月に当該調査結果を取りまとめた。当該調査結果では現在アナログ方式を使用している自治体の7割以上が移行計画は未定との回答であり、免許人の負担軽減を図るためには無線機器の更新時期を勘案して周波数の使用期限の具体化を検討する必要がある。これまで一定程度の調査を行ってきたところではあるが、無線機器の更新時期を推測するためにアナログ無線機器の整備時期や経過期間等の更なる調査を必要と想定しており、平成28年6月に行われる再免許の機会を捉えて行うことを検討しているところ。	平成 27 年 4 月 9 日 「平成 26 年度電波の利用状況調査の調査結果」の公表及び「平成 26 年度電波の利用状況調査の評価結果(案)」に対する意見募集http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000159.html平成 27 年 6 月 10 日 平成 26 年度電波の利用状況調査の評価結果及び意見募集の結果の公表 一電波監理審議会から答申 ーhttp://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000164.html		
いて優先すれている 指数等についる 的な基準を もに、交付 では具体的 を説明する	り明確化を図	て、自治体に対し、評価選定方法について周知する(平成 26 年 12 月)。 また、交付決定にあたっては、全要望自治体の財政力指数及び経常収支比率を厳しい順にリスト化し、予算額を勘案の上で交付可否を決定した旨、要望調査においてご要望のあった自治体に対し説明するとともに、選定理由	平成27年6月、平成27年度要望調査において要望のあった自治体に対して、全要望自治体の財政力指数及び経常収支比率を厳しい順にリスト化し、予算額を勘案の上で交付可否を決定する旨を説明した。 平成27年度事業は、自治体から提出される補助金交付申請書の審査を経て、 9月末までに24件の交付決定を行い、それぞれの自治体に選定理由を公表した。			

Les etc min etc és	11.75.45				
担当府省名	外務省	~ / U C	L=T TT /b -= 44. (04.4)		
テーマ等	┃ 日・イントネシア経済連携に基づ	づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本	K語		
指摘事項	本事業は本年の公開プロセスにおいて、関係府省において実施される一連の研修が全体として効率的に実施され、合格率が上がるよう、政府内で連携した体制を作るとともに、不合格者のフォローアップ・分析等を含めて検証を行うなど改善を図るよう指摘を受けたところ。これを踏まえ、外務省は関係府省間で協議を開催するなど効率的な研修実施に向けて取り組んでいるが、公開プロセス以降、78 名もの国家試験合格者が既に帰国していることが新たに判明したところである。このような事態を受け、外務省・厚生労働省及びフィリピンとの経済連携に基づく同様の事業を行う経済産業省等の関係府省・機関においては、本事業を含む看護師・介護福祉士候補者受入れ事業の成果及び課題を改めて議論し、継続的に事業の効果が発現するよう事業の抜本的な改善を図るべきである。				
	個別項目	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況		
		(行政改革推進会議 (1月) への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考	
本事業は本	年の公開プロセスにおいて、関係	指摘を踏まえ、関係省庁・機関会議を定期的	平成26年7月以降,関係省庁・機関間会議や訪日前後研修実施	平成 2 6 年度入国	
****	へて実施される一連の研修が全体と	に開催し,本件事業の運用改善のための議論を	機関間の中間報告会や引き継ぎ会等の会議を実施(計5回)し、一	インドネシア人看護	
	7に実施され、合格率が上がるよ	継続していく。	連の研修強化,効果的な日本語研修実施,コスト削減への取組,合	師・介護福祉士候補者	
	7で連携した体制を作るとともに、		格率向上にむけた取組について議論。	に対する訪日後日本	
)フォローアップ・分析等を含めて	(スケジュール)	平成27年7月23日の関係省庁・機関間会議では、効率的な訪	語研修については、平	
検証を行う	など改善を図るよう指摘を受けた	それまでの関係省庁・機関会議での検討状況	日前日本語研修の実施及び帰国者へのフォローアップ等について	成26年6月30日	
ところ。		決定事項の実施状況及び平成26年度国家試	意見交換を行い、今後の本件事業の運用改善の方向性を確認した。	に実施した訪日前後	
これを踏ま	え、外務省は関係府省間で協議を	験の結果、インドネシア政府との交渉等の要素	また、引き続き関係省庁において、本件事業の円滑な実施のために	日本語研修引継ぎ会	
開催するな	にど効率的な研修実施に向けて取り	を踏まえつつ議論を継続し、27年夏頃までに	必要不可欠な予算要求を継続していく方針を確認した。	においても、本件指摘	
組んでいる	が、公開プロセス以降、78名も	本件事業の運用改善の方向性を関係省庁と確		を共有するとともに,	
の国家試験	合格者が既に帰国していることが	認する。		効率的な研修実施の	
新たに判明	引したところである。このような事			観点から、各研修実施	
態を受け、	外務省・厚生労働省及びフィリピ			機関の意見交換会を	
ンとの経済	F連携に基づく同様の事業を行う経			新たに実施すること	
済産業省等	Fの関係府省・機関においては、本			で一致し、効率的な研	
事業を含む	る看護師・介護福祉士候補者受入れ			修実施のため、引き続	
事業の成果	及び課題を改めて議論し、継続的			き関係機関間の協議	
に事業の効	カ果が発現するよう事業の抜本的な			を継続していくこと	
改善を図る	<u>べきである</u> 。			を確認した。	

担当府省 名	外務省					
テーマ等	旅券関連業務 (081)					
指摘事項	本事業は本年の公開プロセスにおいて、「①旅券関連業務全体について、歳入(旅券発給手数料)とコストを透明性を持って国民に示すとともに、間接経費を含めて総合的に検証し、コストの削減を行うことが必要。②旅券の予備冊子数について必要な検証を行い、適正な在庫管理の方法を再検討し、在庫の縮減を図るべき。」との指摘がなされたところ。					
	個別項目	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況			
		(行政改革推進会議 (1月) への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考		
本事業は本	年の公開プロセスにおいて、「①旅券関連業務	(対応方針)	①現行の旅券手数料の設定根拠に沿って、間接経費を	http://www.mofa.		
	いて、歳入(旅券発給手数料)とコストを透明性	現行の旅券手数料の設定根拠(平成 17 年度の	含めた発給コストの全体像,旅券手数料収入とのバラ	go.jp/mofaj/file		
を持って国	国民に示すとともに、間接経費を含めて総合的に	旅券法改正の際に策定)に沿って、間接経費	ンスについて改めて検証した結果につき、本年2月2	s/000068607. pdf		
検証し、=	1ストの削減を行うことが必要。②旅券の予備冊	を含めた発給コストの全体像、旅券手数料収	〇日に外務省ホームページにおいて公表した(備考欄			
子数につい	ヽて必要な検証を行い、適正な在庫管理の方法を	入とのバランスについて改めて検証し、この	記載のアドレスの「旅券統計」国内版の「平成 26 年 1			
	在庫の縮減を図るべき。」との指摘がなされた	結果を外務省ホームページに公表することと	月~12 月 (PDF)」中15 頁~17頁参照。)。			
ところ。		する。				
	既算要求に当たっては、最終公表されたレビュー		②旅券の予備冊子数については、コンサル会社に適正			
シートにま	いて、上記②に関する対応を説明している一方		な在庫管理の方法について調査・検証を依頼し、その			
で、上記①)に関しては、歳入・支出構造の分析を含め、何	(スケジュール)	結果を反映した適正在庫数を基に,冊子数を減らして			
ら対応が示	るれていない。 <u>早急に旅券関連業務に係る諸費</u>	外務省ホームページへの掲載は、毎年2月下	予算要求を行った。			
用の積算内	R容等を検証し、国民に対する説明責任を果たす	旬に公表されている旅券統計の資料(平成25				
べきである	<u>)</u> 。	年)に含めて公表ができるよう作業中である。				

担当府省						
外務省						
	ODAの理解促進(097)					
る平均視聴率は、過去 また、平成 23 年度及 他方、本事業に係る	本事業では、幅広い国民階層への情報提供及び知識普及等を目的として、平成9年度からODA広報番組の制作・放映を事業者に委託している。成果指標として設定されている平均視聴率は、過去10年間にわたり5%前後で推移しており、目標としている7%には一度も到達していない。また、平成23年度及び平成24年度の事業報告書では、視聴者における習慣的視聴が報告されている一方で、新規視聴者の獲得が課題として指摘されている。他方、本事業に係る「行政事業レビュー推進チームの所見」は、「事業の効率化による経費削減に努める」とするに止まっている。本事業については、必要性を含めて不断の見直しを進める中、上記の課題に対応するためには事業内容の見直しや所要の成果指標の設定にも具体的に取り組む必要がある。					
個別項目	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況)#± =±-			
	(行政改革推進会議(1月)への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考			
本事集は、職音の日本の情報をは、職者の日本の日本をは、職者の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	り、ODA広報番組の事業内容や成果指標の見直しを実施。 〇予算の執行に当たっては、より効率的・効果的な広報番組となるよう、関係者から意見を聴取するとともに、これまでの広報事業の検証結果を踏まえ、番組の内容や改善点等について、十分な検討を行う。また、番組制作業者の選定に係る企画競争の公募内容についても十分な検討を行う。	(事業内容の見直し) ・より効率的・効果的な広報番組となるよう、平成27年度については、従来実施していた通年でのミニ番組(5分間)の放映形態を見直し、長尺(75分)の番組を年間で3回放映することにより、予算の効率的な執行を図るとともに、国民の理解や共感を引き出せるよう、テーマを深く掘り下げ、内容の充実を図っている。 ・また、企画競争の公募条件、採点基準に、二次利用や視聴者調査の実施を盛り込み、適切な業者を選定した。これにより、地上波で放映した番組をBSやインターネット上で二次利用することで、発信力を強化するとともに、新規視聴者の獲得を図っている。「番組視聴を通じたODAや国際協力に関する理解・関心の促進度合い」を確認することとしている。 ・番組内容や番組で取り上げる案件等については、視聴率確保だけでなく、視聴者の理解・関心の促進により重点を置き、開発協力を行うことが日本のためにもなるということが視聴者に伝わるような構成としている。 ・番組のプレゼンターとしては、知名度が高く、また、開発協力について分かりやすく解説をすることができる林修氏を起用した。・開発協力の理解促進のための国際協力イベント(グローバルフェスタ)に開発協力広報番組の出演者を登壇させる等、テレビ事業の枠にとらわれず、他の広報事業とも相乗効果を狙った効果的な広報展開を行っている。 (平成28年度予算概算要求への反映について) 平成27年度は、事業形態を見直し、予算を約半減して、事業を実施中である。見直し後の事業形態は初めての試みであり、その成果については、今後検証することになる。このような中、来年度要求については、平成27年度と同額を計上している。	_000586. html			

担当府省名	文部科学省				
		会教育活性化支援プログラム(0027)			
テーマ等	学びによる地域力活性化	プログラム普及・啓発事業(新 27-0008)			
指摘事項	平成 26 年行政事業レビュー公開プロセスにおいて廃止と判定された「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」(以下「旧事業」という。)の一部が、「学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業」(以下「新事業」という。)において「支援プログラムの類型化、事業検証の実施」という形で取り込まれているが、レビューシート上、新旧事業の関係性が不明確である。したがって、新事業において、①公開プロセスの「評価結果」及び「とりまとめコメント」の指摘がどのように反映されたのか明確に示すとともに、②同事業の終期までの道筋を明確に示すべきである。				
	個別項目	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況		
		(行政改革推進会議(1月)への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考	
に心(び発て実ビ確しとれいし下よ業支」一あがのでを社事域下「る」であがのであるってがのであるの「評価はなの「評価はない」がある。でいるのでは、 新聞 は いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう	業レビュー公開プロセス 判定された「公民館等を中 育活性化支援プログラム」 」という。)の一部が、・学 活性化プログラム普及・部 所事業」という。)におい ラムの類型化、事業検証ので取り込まれている 、新旧事業の関係性が不明 事業において、①公開プロ 果」及び「とりまとめコメ どのように反映されたのか	公開プロセスにおける「廃止」判定および「地方自治体の自主性・創意工夫に任せるべき」等の指摘を踏まえ、新事業においては、旧事業のように地方自治体が実施する取組経費について直接支援するのではなく、地域の取組を全国へ普及・啓発することに主眼を置くこととし、「支援プログラムの類型化、事業検証の実施」については実施しないこととした。以上を踏まえ、レビューシートの記載内容を改善することとした。	公開プロセスにおける「廃止」判定および「地方自治体の自主性・創意工夫に任せるべき」等の指摘を踏まえ、新事業においては、旧事業のように地方自治体が実施する取組経費を直接支援するのではなく、「地域力活性化コンファレンス」を行い、地域力活性化に資する取組を全国へ普及・啓発することに主眼を置くこととし、当該事業の目的を「地域課題解決の取組の促進、支援のための普及・啓発」と明確にしている。(指摘事項の「支援プログラムの類型化、事業検証の実施」については実施しない)以上を踏まえ、新事業と旧事業との目的の違いを明確にした上で、引き続き地域力活性化に資する取組を全国へ普及・啓発するため、継続して要求している。		
②同事業の終期 き。	までの道筋を明確に示すべ	平成 27 年度に「地域力活性化委員会」を設置するとともに、全国 7 ブロックにおいて「地域力活性化コンファレンス」を開催するなど、地域力活性化の取組の全国的な普及・啓発を進める。新事業の終期は、現在の市町村数等を勘案した結果、普及啓発に一定程度の期間が必要であるため、平成 27 年度から 2 年間程度実施することとし、その後の事業展開については、アンケート調査等の結果を見極めて検討する。	本事業は、地域力活性化に資する取組の全国的な普及・啓発を進めるため、全国7ブロックにおいて「地域力活性化コンファレンス」を開催する。「地域力活性化支援委員会」では、コンファレンスのアドバイザー支援や検証・評価等を行う。 本事業の終期は、現在の市町村数等を勘案した結果、普及啓発に平成27年度から2年間程度必要である。その後の事業展開については、平成27年度に実施するアンケート調査等の結果を見極めて検討する。		

担当府省名	文部科学省				
テーマ等	地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業 (0391) 文化財総合活用戦略プランのうち、歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業及び地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 (新 27-0052)				
指摘事項	「地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業」については、平成26年行政事業レビュー公開プロセスの結果を踏まえ廃止したところであり、とりまとめコメントにおいて「より効果的な執行に向け、補助率見直しなどを検討すべき」と指摘されている。しかし、後継事業として立ち上げ予定である「文化財総合活用戦略プラン」のうち「歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業」及び「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」において、補助率は引き続き原則50%とされている。公開プロセスの指摘を踏まえ、補助率の見直しを検討すべきである。				
	個別項目	対応方針・スケジュール (行政改革推進会議(1月)への報告内容)	事業改善の対応状況 (平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考	
推レたてなし「活業一ろり検、財き、」公で効討後総!	性を活かした史跡等総合活用支援については、平成 26 年行政事業 開プロセスの結果を踏まえ廃止しるあり、とりまとめコメントにおいましいであり、と指摘されている。と維事業として立ち上げ予定である。合活用戦略プラン」のうち「歴史 史跡を20世界にある。	引き続き、公開プロセスにおける指摘を踏まえつつ、補助率の見直しについて検討を行い、平成27年度中に検討結果の整理を行うこととする。 具体的には、地方財政や文化財行政等の様々な専門家の意見や当事者となる地方自治体の状況や住民の要	施し、10月中に集計、整理を行う予定である。また、12月までに地方財政や文化財行政等の様々な専門家の意見を聴取することとしている。 自治体へのアンケート調査結果や専門家の意見を集約したうえで、公開プロセスの指摘を踏まえ、今年度中に史跡等の活用に関する効果的な執行の観点に対する検討を行い、その結果を整理し、反映に向けた取組みを行う。		
いて、補助 いる。 <u>公開</u>	F色ある埋蔵文化財活用事業」にお □率は引き続き原則 50%とされて □プロセスの指摘を踏まえ、補助率 □検討すべき。	望等を集約したうえで、史跡等の活用に関する効果的 な執行の観点に対する検討を行い、その結果の整理を 踏まえて事業に反映させる。			

担当府省名	国土交通省				
テーマ等	環境対応車普及促進対策(034)				
	本事業は、トラ	ス自動車、ハイブリッド車、電気自動車等の導入に対する支援を行うことにより、環境対応車の普及の	足進等を		
	図るものである。				
	本事業について、成果指標を「新車販売に占める次世代自動車の割合」としているが、販売される新車のうち、本事業の補助対象となる事業用自動車の占め				
指摘事項 登録台数ベースで約2%程度に過ぎず、適切な成果指標となっていない。			いない。		
	また、本事業のうち「地域交通グリーン化事業」は、電気自動車の普及促進を目指すものであり、別途成果指標が必要と考えられる。				
	このため「環境	対応車の導入事業」、「地域交通グリーン化事業」	ともに、より一層事業の効果・効率を向上させるため、成果の検証が可能な成果指標をそれぞれ設定	定すべき	
	<u>である。</u>				
	個別項目	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況		
		 (行政改革推進会議 (1月)への報告内容)	 で成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考	
1 111	–				
	t、トラック・バ	【対応方針】	○成果指標の設定		
	ノー事業者を中心	成果の検証が可能な成果指標を各事業でそ			
() (//////	ゴス自動車、ハイブ	れぞれ設定することとし、27年度の行政事業	ューシートに反映させた。		
	電気自動車等の導	レビューシートに反映させることとした。	/ 4 〉 「四块块件本 6 汽 方 类 2		
	る支援を行うことに	また、27 年度以降においては、継続的に成			
まり、環境 等を図るも	竟対応車の普及促進 ・のでも 2	│ 果指標の達成状況を評価し、評価結果を反映 │ させることとした。	① 争来用自動車にありる新車販売百数(新車新規登録百数)に百数る次世代自動車(CNG車、ハーイブリッド車)の台数を、2020年度までに20~30%とする。		
	このである。 こついて、成果指標		インケット単)の古数を、2020年度までに20~30%とする。 ②事業用自動車保有車両数に占める次世代自動車数を3%とする。		
	- ういて、成未指標 5売に占める次世代	【スケジュール】	②争来用日勤単体有単両数に日める次世代日勤単数を3%とする。 (2)「地域交通グリーン化事業		
	別合」としている	【ヘッシュール】 (1)「環境対応車の導入事業」	(マグー地域又通ググーグに事業) ①事業用自動車における新車販売台数に占める次世代自動車(電気自動車、プラグインハイブリッ		
	れる新車のうち、	右欄目標のうち①については、平成27年	• · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		度以降、毎年度末の達成状況を評価。	②事業ニーズに対応した車種ラインナップ及び価格低減状況の目標値をそれぞれ、事業用自動車の		
	D占める割合は、新	②については継続的に定量的評価を行い、	同一カテゴリーに開発メーカーが2社以上参入し、かつベース車との価格差が1.5倍以内とする。		
	女ベースで約2%程	3%以上となった場合には、本事業の補助対			
度に過ぎす	「、適切な成果指標	象から外すなど対象を重点化していくことと			
となっていない。 した。			〇 2 8 年度予算概算要求への反映		
また、本事業のうち「地域			「秋のレビュー」での指摘事項について、それぞれ以下のとおり28年度予算概算要求に反映さ		
交通グリー	-ン化事業」は、電	(2)「地域交通グリーン化事業」	せた。		
気自動車の	D普及促進を目指す	右欄目標のうち①については、平成27年			
ものであり	ものであり、別途成果指標が 度以降、毎年度末の達成状況を評価。		(1)「環境対応車の導入事業」		
		②については継続的に定量的評価を行い、	平成26年「秋のレビュー」の結果を踏まえ設定した成果指標の達成度合(車種毎の普及状況)を		
このため「環境対応車の導		同一カテゴリーにおける開発メーカー数が2	検証し、要求を行った。		

入事業」、「地域交通グリーン 杜以上かつベース車との価格差が1.5倍以 (2)「地域交通グリーン化事業」 内になった場合には、本事業の補助対象から 業の効果・効率を向上させる

化事業」ともに、より一層事

ため、成果の検証が可能な成 果指標をそれぞれ設定すべき

である。

平成 2 6 年「秋のレビュー」の結果を踏まえ設定した成果指標の達成度合(車種毎の普及状況、 外すなど対象を重点化していくこととした。 | 販売ラインナップ、価格の低減状況)を検証し、要求を行った。

	F				
担当府省名	防衛省				
テーマ等	基地防空火器等支援整備の一部部外委託(基地防空火器等)(240) 武器修理費(空自)(85)				
指摘事項	本事業は、平成25年防衛省行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「陸上自衛隊との一体的運用に向けた、早急な検討が必要。」との指摘を受けている。 防衛省では、これを受け、「部外委託費用の低減に資するため陸上自衛隊から支援を得ての特定基地における一体的整備の実施について、現在調整中。」としているなど、継続して検討がなされている状況は認められるものの、実質的な進展がみられない。平成25年防衛省行政事業レビュー公開プロセスの指摘について期限を定めて早急に対応す べきである。				
	個別項目	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況		
	旧かえ口	(行政改革推進会議(1月)への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考	
本事業は	:、平成 25 年防衛省行政事業レビ	ご指摘を踏まえ、航空自衛隊が保有する81式短距離	平成 27 年 11 月に陸上自衛隊で航空自衛隊の 81 式短距離地対空		
ュー公開プ	『ロセスにおいて、「陸上自衛隊と	地対空誘導弾(B)の陸上自衛隊からの支援を得ての特	誘導弾 (B) の整備支援を実施する。(平成 27 年度に特定基地にお		
の一体的運用に向けた、早急な検討が必		定基地における一体的整備を平成 27 年度中に実施す	│ ける 81 式短距離地対空誘導弾 (B) の部外委託費用を削減したと │		
要。」との指摘を受けている。		る方針。	ころ。引き続き、平成 28 年度も整備支援を実施する方針であり、		
防衛省では、これを受け、「部外委託費用			平成 28 年度予算概算要求においても当該部外委託費用は予算要求		
の低減に資するため陸上自衛隊から支援を得			していない。)		
ての特定基地における一体的整備の実施につ					
いて、現在調整中。」としているなど、継続					
して検討が	なされている状況は認められるも				
のの、実質的な進展がみられない。平成 25					
年防衛省行	政事業レビュー公開プロセスの <u>指</u>				
摘について	期限を定めて早急に対応すべき				
である。					

担当府省名		防衛省				
テーマ等	補償経費等(381)					
指摘事項	本事業は、平成25年防衛省行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「発注の透明性、コスト削減の努力を明らかにするような取組が必要」との指摘を受けるとともに、「行政事業レビューシート最終公表後の点検について」(平成25年11月6日行政改革推進会議)における更に改善の余地のあると考えられる事例として、「検討を先延ばしすることなく、公開プロセスの指摘を踏まえ、平成24年度予算の執行状況を検証し、平成26年度予算に反映」するよう指摘を受けた。 防衛省では、これらを受け、直接工事費については市場価格調査の結果を平成26年度予算の執行に反映させたところである。 しかしながら、間接工事費については、平成27年度予算概算要求時点において、市場価格調査継続中であるとして、平成27年度概算要求には反映されていない。 本事業については、防衛省も「平成27年度予算編成過程において適切に反映させる」と説明しているが、先延ばしすることなく、予算編成過程において、間接工事費に係る市場価格調査の結果を確実に反映すべきである。					
	個別項目	対応方針・スケジュール	事業改善の対応状況	par -4-		
	let VA. Sel	(行政改革推進会議 (1月)への報告内容)	(平成28年度予算概算要求への反映状況も含む。)	備考		
プカる点議とス証た 市さ 度あなったと検)しのし。防場せし予るいも明とににて指、 衛価たか算と。にかにいけげを成 で調こな算で	がら、間接工事費については、平成27年要求時点において、市場価格調査継続中で、平成27年度概算要求には反映されてい	市場価格調査(間接工事費)の結果を踏まえ、平成27年度政府予算案に反映。	市場価格調査(間接工事費)の結果を踏まえ、積算の見直しを行い、平成27年度予算に反映させるとともに、引き続き、平成28年度予算概算要求に反映。			
成過程にお が、 <u>先延ば</u>	ついては、防衛省も「平成27年度予算編いて適切に反映させる」と説明している しすることなく、予算編成過程において、 に係る市場価格調査の結果を確実に反映す					